

令和4年定例会9月会議

豊浦町議会会議録

令和4年9月16日（金曜日）

午前10時00分 再開

午後3時58分 散会

令和4年定例会9月会議
豊浦町議会会議録

令和4年9月16日（金曜日） 午前10時00分 再開

◎議事日程（第2号）

- 再開宣告
開議宣告
- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第52号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第3 議案第53号 教育委員会委員の任命について
- 日程第4 議案第54号 豊浦町功労者表彰の同意について（自治功労者）
- 日程第5 議案第55号 豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第56号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第57号 豊浦町職員の介護職員処遇改善支援手当に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第58号 工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第59号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第60号 令和4年度豊浦町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第61号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 報告第6号 専決処分の報告について（令和4年度豊浦町一般会計補正予算（専決第1号）について）
- 日程第13 報告第7号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率等について
- 日程第14 委員会報告
議案第50号 令和3年度豊浦町各会計決算の認定について
議案第51号 令和3年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
少数意見の報告
- 日程第15 発議第7号 議員の派遣について
- 日程第16 意見書案第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書
- 日程第17 意見書案第6号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
散会宣告

◎出席議員（6名）

副議長 7番 石澤清司君 1番 山田秀人君
3番 小川晃司君 4番 勝木嘉則君
5番 大里葉子君 6番 渡辺訓雄君

◎欠席議員（1名）

議長 8番 根津 公男 君

◎説明員

町	長	村 井 洋 一 君
副 町	長	須 田 步 君
教 育	長	吉 田 朋 行 君
代 表 監 査 委 員		菅 野 厚 志 君
総 務 課	長	本 所 淳 君
地 方 創 生 推 進 室 長		久々 湊 忍 君
地 方 創 生 推 進 室 長 補 佐		竹 島 英 和 君
町 民 課	長	竹 林 善 人 君
農 林 課	長	井 上 政 信 君
農 林 課 参 事		瀬 野 栄 一 君
水 産 商 工 観 光 課 長		長 谷 部 晋 君
建 設 課	長	武 石 修 君
建 設 課 長 補 佐		佐 藤 一 貴 君
会 計 管 理 者		川 端 康 子 君
生 涯 学 習 課 長		杉 谷 佳 昭 君
総 合 保 健 福 祉 施 設 事 務 長		藤 原 弘 樹 君
総 合 保 健 福 祉 施 設 事 務 次 長		阪 下 克 哉 君
国 民 健 康 保 険 病 院 事 務 長		高 橋 美 香 君

◎事務局出席職員

事 務 局 長	荻 野 貴 史 君
書記（会計年度任用職員）	熊 坂 早 智 恵 君

◎再開宣告

○副議長(石澤清司君) 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き、根津議長から本日の定例会を欠席する旨の届出がありましたので、地方自治法第106条第1項の議会の議長に事故があるとき副議長が議長の職務を行う規定に基づき、私、副議長の石澤が議長を務めますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、昨日に引き続き、定例会9月会議を再開いたします。

なお、ただいまの出席議員は6名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

○副議長(石澤清司君) これより、本日の会議に入ります。

◎一般質問

○副議長(石澤清司君) 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、大里葉子議員の発言を許します。

大里議員は質問席に移動願います。

大里議員。

○5番(大里葉子君) 5番大里葉子です。

議長の許可をいただきましたので、大きく2点質問させていただきます。

一つ目が5項目に分かれていますので、1から5まで、質問を続けて読み上げさせていただきます。

それではまず、1、防災対策についてです。

6月定例会でも、津波からの避難、津波に強いまちづくりと質問しました。

私は、内閣府から日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による津波の浸水想定が公表されてから、津波避難タワーの建設など、防災、特に津波対策について一般質問を続けてきました。それはなぜかという、3.4メートルの津波避難時に避難誘導、警戒に当たった経験があるからです。

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震による津波被害、東日本大震災です。この地震で、北海道太平洋沿岸部に大津波警報が発表されました。本町においても、700世帯、1,500人に避難勧告が発令、町沿岸部に3.4メートルの津波が襲来し、住居の浸水被害や、ホタテ養殖施設といった漁業施設等に3億3,495万7,000円の大きな被害が生じました。この日のことは、私も忘れもしません。

消防団員だった私は、消防職、団員、町職員の方たちと、逃げ遅れの方の避難所への誘導や津波の警戒に当たりました。私は海岸町が担当でした。本町で一番被害がひどかったところです。旧漁組の前は、海か岸壁か、境目が分かりませんでした。そして、側溝からも海水が噴出したときは、本当に怖くて、後ずさりしました。それが3.4メートルの津波のときです。人的被害がなかったことは幸いでした。

今は社会館は津波の避難所ではありませんが、そのときに、私は、社会館の避難所から消防に出動し、避難所に帰り、深夜2時か3時にテレビの映像を見て、津波が押し寄せてくる、まちが津波にのみ込まれている映像を見て愕然とした日のことは忘れられません。

もし今、千島海溝・日本海溝沿いの巨大地震による津波が想定ではなく現実に起きたとき、豊浦町は最大津波高4.3メートルから8.8メートルと想定されています。3月11日の3.4メートルの津波をはるかに超えてきます。行政はもちろん、住民の皆さんにも危機意識を高めてもらいたくて、津波、防災について一般質問を続けてきました。

それでは、一つ目の津波予測災害図上訓練についてです。

巨大地震から命を守る、冷静に受け止めて正しく恐れることが大切です。

北海道が7月28日に公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定で、西胆振各地で被害が甚大、豊浦町も、建物全壊390棟、死者330人と、多くの死者が出る可能性があるとして示されました。

一方で、素早く避難できれば被害を減らすことも可能です。本町では、8月27日にJRから下の自治会を対象に津波避難訓練が実施されましたが、それとは別に、本町JRから下の自治会、大岸、礼文の自治会長、警察、消防、役場職員を含めて、津波避難を想定して関係機関と机上で模擬訓練、避難所へのルート、車、徒歩での避難経路や独居高齢世帯への避難誘導、自治会への緊急連絡体制等、自治会任せにするのではなく、災害時の対応をどうするのかシミュレーションを行い、津波災害時にきめ細やかな対応を行い、発生が切迫している巨大地震、津波から住民の命を守るため、津波予測図上訓練を実施してはいかがか、伺います。

二つ目は、災害時の情報伝達についてです。

防災行政無線の問題点について。

雨や暴風雨のときに何を言っているのか分からない、聞き取りづらい、防災行政無線の情報が聞こえなかった、これは一番の大問題です。本町でも、住民が後で情報を電話で聞き直せる、確認できる体制も整えられてきましたが、命に関わる情報は、発信と同じタイミングで確実に届けられることが最も重要です。そこで、防災行政無線をスマホで見られるアプリを取り入れている自治体があります。

兵庫県高砂市は、防災行政無線のデジタル化に伴い、新たに防災行政無線の放送内容、防災・防犯情報や周知情報、緊急情報などをスマートフォンで受け取ることができるアプリ、たかさご防災アラートの運用を2022年4月より開始しています。三重県朝日町も朝日Sアラートを運用しています。

このアプリは、防災行政無線の内容が文字で表示されるようになっており、タップすれば音声でも流れます。また、緊急情報の場合、緊急地震速報や避難情報など、自動的にスマートフォンから端末の大音量で放送内容が流れる、マナーモードであってもバイブレーション機能をオフにしていなければ音声が出る設定となっています。

本町でも、防災行政無線をスマホで見られる、聞けるアプリを取り入れるお考えはないのか、伺います。

三つ目は、学校の津波対策、避難計画策定義務校についてです。

巨大地震の津波浸水域内にあり、津波避難計画の策定が義務づけられている学校が道内で244校あります。2012年から27校増えました。

豊浦町では、2012年の想定では2校ありましたが、2021年の想定ではゼロになりました。この2校は大岸小学校と礼文華小学校かと思いますが、大岸小学校は標高3.6メートル、礼文華小学校は標高4.4メートルです。北海道から公表された最大津波高4.3から8.8メートルの想定では、津波浸水時、避難所としても使用できないかもしれない、この2校がなぜ津波防災地域づくり法で義務づけられている避難計画策定義務校から外れたのか、学校の津波対策を伺います。

四つ目は、防災教育についてです。

防災教育は、究極的に命を学ぶことです。そのためには、災害発生の理屈を理解すること、社会と地域の実態を知ること、備え方を学ぶこと、そして、それを実践に移すことが必要です。

本町では、避難所における運営や生活を体験する防災キャンプが7月22日から23日に中学校3年生を対象に行われました。広報とよら8月号でも掲載されていまして、皆さんご存じかと思います。これは、とてもすばらしい試みだったと思います。段ボールベッドで足を伸ばせるのか確認したり、フィールドワークで実際に車椅子に乗って押して避難できるか確認したり、逃げ地図、地図を見て避難経路をつくったりと、防災キャンプの2日間で体験学習をしたそうです。

この逃げ地図、まさにこれが最初に質問した項目の災害予測図上訓練です。災害予測図上訓練というと何だか難しそうですが、この逃げ地図という言葉に心がほんわか温かくなりました。

逃げ地図を中学生が先に学習しているのに、本町の災害対策・対応が遅いと思います。調べてみると、ほかの学校でも防災教育に逃げ地図を使って学習しているところがありました。行政も、議員の私たちも、中学校3年生に習ったほうがいいかもしれません。そして、この防災キャンプを通じて、中学校3年生たちがどう考え、どう思ったのか、聞いてみたいです。

防災キャンプは、今回限りだけではなく、防災教育の一環として、今後も、学校と社会福祉協議会が連携して続けていただきたいです。また、避難訓練、防災キャンプのほかに、ほかの学年にも防災教育を検討されていますか、お尋ねします。

5番目に、8月16日の大雨被害についてです。

8月16日の大雨警報、洪水警報、この大雨の影響により、土砂災害警戒情報が発表され、本町では災害対策本部が設置され、自主避難所として中央公民館、大岸いきいきセンター、礼文華生活館が開設されました。人的被害はありませんでしたが、住家被害、道路被害、農業被害、施設被害がありました。

道道702号の通行止めにより、バイオガспラントへの原料の搬入、液肥の散布、収集運搬にも2倍の時間がかかって運行されているとのことでしたが、開通のめどは立ちましたか。

今、100年に一度の大雨とよく聞くようになりましたが、今後の大雨、洪水、土砂災害に備えて対策を伺います。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 1点目の防災対策についてお答えいたします。

1点目の津波予測災害図上訓練の実施についてですが、津波に限らず、8月16日の大雨で道路が冠水して通行不能となったところがあります。今回の経験を教訓として、各関係機関と情報を共有する上で図上訓練は重要と考えており、今後、実施に向けて検討してまいります。

2点目の防災行政無線の問題点等についてですが、防災行政無線は、基本的に屋外へ向けた放送です。屋内にいるときや風向き、周りの騒音等によっては放送が聞き取りにくくなる場合があります。聞き逃した場合には、83局7044番へ電話をかけると、音声応答サービスによりまして放送内容を確認することができます。

また、スマホ等で確認できるアプリについてですが、既存の防災行政無線のメーカー及び保守業者に確認したところ、現行の機器やソフトでは対応しないことが分かりました。現行の防災行政無線を全て入れ替える必要性が出てきた場合には、検討したいと考えております。

3点目の学校の津波対策、避難計画策定義務校についてですが、2012年の津波浸水想定区域に大岸小学校と礼文華小学校が入っておりました。

2021年に浸水想定区域の見直しをした際に、この2校は浸水想定区域外となりました。新聞報道による2校がゼロ校となった要因は以上となります。

学校の津波対策につきましては、毎年、各学校において、春と秋に、地震、大津波発生の場合や火災発生の場合を想定して、避難訓練を2回行っております。

地震、津波発生の場合は、安全に行動する能力と態度を身につけるために、授業中での避難の仕方や避難経路を確認して、実際に避難できるまでの所要時間や状況を把握しております。また、火災発生の場合においても、非常事態に対して安全に行動する能力と態度を身につけるよう、伊達消防署豊浦支署の職員に協力をいただき実施しております。

4点目の防災教育につきましては、ご質問にありますように、今年度で7回目となる中学校3年生の防災キャンプを7月22日から1泊2日で行っております。

運営等につきましては、町交通防災係、社会教育係並びに社会福祉協議会と連携した中で実施しております。また、今年度は、町職員の研修も兼ねて4名の若手職員が参加しています。

なお、中学生からの事後のアンケートによる感想では、問いの一つ目として、避難所の生活や運営で大事だと思うことは何かについて、自分ができることをやったり周りを気にかけて行動することが大切だと思った、少人数で避難所を運営するのは限界があるので、避難してきた人に協力してもらうことが大切だと思ったなどがありまして、問いの二つ目として、今回学んだことを踏まえて、今後、災害があったときに大事だと思うことは何かについては、自助、共助、近助をすることが大切だと思った、避難できたら、周りの人を助けたり、運営など職員の人や大人を助けてみんなで協力することが大事だと思ったという感想がありました。

また、他の学年の防災教育については、各学校では、9月1日「防災の日」、9月6日「胆振防災教育デー」に合わせて、校長による講話なども行っております。さらに、豊浦小学校では、1日防災学校として、避難訓練、避難所運営体験、命の大切さを学ぶ道徳授業や町交通防災係が講師となり、備蓄の紹介や避難生活における留意事項等を学び、段ボールベッドの作成体験も行っております。

教育委員会及び各学校におきましては、引き続き、命を守るための防災教育を続けてまいります。

5点目の道道702号美和豊浦停車場線でございますけれども、この通行止めに係る開通のめどについてですが、室蘭建設管理部の担当課長が9月2日、説明に来庁されました。現在、復旧に向けて、ボーリングによる地質調査を行っているところであり、調査結果の解析等により地盤の耐力を算出し、その結果を見据えた上で本復旧の方法を検討するとのことでした。

崩壊したのり面の中間部に民有地が所在し、復旧工法もこの土地の買収の可否によるところが大きく、総合的に復旧工法を検討する必要があるということでございます。また、本復旧までの間の片側交互通行の検討については、山側にコンクリート擁壁があり、路肩を走行させるように検討しても限度があることと、片側交互通行とした場合でも、車輪にかかる荷重が路体の脆弱な部分に加わるため困難とのことでした。

なお、豊浦町長ととうや湖農協組合長の連名で、当該道道の早期復旧と復旧までの片側交互通行の緊急要望に向けて、関係機関との調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（石澤清司君） 大里議員。

○5番（大里葉子君） では、一つ目の津波予測災害図上訓練についてですが、図上訓練は重要だと考えており、今後、実施に向けて検討していくと答弁いただきましたが、災害はいつ起こるか分かりません。すぐに近々に対応できるということでない、今後、巨大地震の津波が起こったときに町民が困ることになりませんか。

国からも、道からも、津波予測は公表されている中で重要だと考えているけれども、実施に

向けて検討するという事は、実はあまり重要だと思っていないのですか。津波予測災害図上訓練は重要だと言っているが、重要ならすぐに行くべきです。

いつ、どのような内容で行っていただけますか、伺います。

○副議長（石澤清司君） 久々湊地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（久々湊 忍君） 重要と思っていることは間違いありません。ただ、今現在、具体的にいつという部分をお答えするに至っていないというのも事実でございます、ただ、各関係機関との連携ですとか、そういった部分は常日頃から行っております。

ただ、そこに住民の方々、自治会長さんが入っていないという部分がありますので、そこに向けて早急に対応したいと考えてございます。

以上です。

○副議長（石澤清司君） 大里議員。

○5番（大里葉子君） 令和4年度中なのか、5年度中になるのか、決まっていなくても、対応していただけるということでした。政府から2021年、昨年7月に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の津波浸水想定が公表されて、それに基づき、北海道が被害設定を示されて、7月29日の北海道新聞の紙面でも3ページにわたる大きな記事が載っていたので、皆さんもご覧になっていると思いますが、この発表以前に、各自治体では様々な防災対策に動き出しています。

例えば、近隣の室蘭市でも、6月16日に文化や産業を学ぶ市民大学で、防災講座の中で災害図上訓練、DITで地図を使って避難ルートや避難所の確認をして、日頃の備えについても話し合っています。その中で、冬の暖房設備やスマートフォンの充電設備も整えるとか、近所の連絡を密にするなどの意見や、避難ルートの確認や食料品の備蓄などの大切さを感じたということで、近隣の室蘭市では市民レベルで災害図上訓練が行われています。

津波浸水想定が政府から公表されて1年、災害時、適時適切な判断を行い、早期避難で住民の命を守るため、本町でも早急に取り組んでいただきたいとお願いして、一つ目の質問を終わります。

2番目の災害時情報伝達についてです。

防災行政無線の問題点について、答弁の中でも、屋内にいるときや風向き、周りの騒音等によっては放送が聞き取りにくくなる場合があります、聞き逃した場合は83局7044番へ電話をして音声応答サービスで確認できますと答弁がありましたが、これはあくまで、今、防災無線がかかっていたみたいだけれども、ちゃんと聞こえなかったわと認識できた住民の話ですね。そもそも全く聞こえていなかった場合は、音声応答サービスに電話をかけないと思います。行政側も聞き取りにくい場合があることを認識していますが、認識しているのなら、聞き取りにくい場合や聞こえなかったときの対応を行政として考えていくべきではないでしょうか。

そんなときに、何かいい案はありますか、伺います。

○副議長（石澤清司君） 竹島地方創生推進室長補佐。

○地方創生推進室長補佐（竹島英和君） 今回の防災、災害のときのネット配信の仕方なのですけれども、まず今回の大雨による防災無線を流しまして、私が実際に防災行政無線を放送したのですけれども、確かに1回で終わってしまって、自分の中でも1回では駄目だという思いはあったのですが、そこで終わってしまって、それはちょっと反省する部分で、今後については数回放送するようにいたします。

また、言われましたネット配信について、北海道の情報システムというのがあるのですけれども、それを避難指示とかそういうのを出したときは、必要に応じて、先ほど大里議員がおつ

しゃったような、スマートフォンに避難指示が出たので避難の状態という情報は入るようになっておりますので、避難指示が出たときにはこの情報システムを使って住民の方に連絡すると、それについては携帯電話やテレビの画面に避難指示の情報が出るので、そういうようなものがあって、いろいろな方面から防災活動に努めていきたいと思っています。

○副議長（石澤清司君） 今、大里議員の質問の中に、全く聞こえない場合はどう対応を考えるべきかという質問もあったと思うのですけれども、そのことについての答弁はありませんか。
竹島地方創生推進室長補佐。

○地方創生推進室長補佐（竹島英和君） 全く聞こえない場合の対応という部分につきましては、先ほども言ったように、北海道の情報システムを使うときには、携帯を持っている方のみになるのですけれども、緊急の、すごい音で鳴るようになっておりますので、それらを利用して確保していきたいと思えます。

○副議長（石澤清司君） 大里議員。

○5番（大里葉子君） さっきの大雨のときに1回しか行政無線をかけなかったというのは再々質問で言おうと思っていたのですけれども、例えば、スマホなどを持っていなければ使えないというのは、全住民の命を守ることにはつながらないのです。

それで、そういう場合の対応で、町民に分かるにはどうしたらいいか私も考えましたが、防災行政無線は聞こえなくても、お昼のサイレンと火事のサイレンは聞こえます。だけれども、火事のサイレンとかではなくて、これが鳴ったら津波が来る、逃げろとかが分かるような発信の仕方をしていいのではないかと思います。

そういうお考えはありませんか、お尋ねします。

○副議長（石澤清司君） 竹島地方創生推進室長補佐。

○地方創生推進室長補佐（竹島英和君） 津波のときに関しては、この間の訓練のように、サイレンを鳴らしてから避難をするように放送いたします。

○副議長（石澤清司君） 大里議員。

○5番（大里葉子君） この間は私も避難していたので、サイレンも聞いていますので分かりますけれども、あのときは避難訓練だし、そういうサイレンかなと思うのですけれども、そのサイレンの音か鳴らし方を変えて、津波だけではなくても、皆さん避難してくださいというようなことはできないでしょうか。

○副議長（石澤清司君） 竹島地方創生推進室長補佐。

○地方創生推進室長補佐（竹島英和君） それにつきましては、先ほど申したように、津波のときは近火というサイレンを鳴らしますので、訓練のときもそうですけれども、それが鳴ったら逃げてもらおうという意識づけが大事だと思いますので、避難訓練等を毎年行った中で、住民の方に、これが鳴ったら逃げろという意識を高めていただければよろしいかと思っております。

以上です。

○副議長（石澤清司君） 大里議員。

○5番（大里葉子君） もちろん、住民への意識づけは本当に大事だと思いますが、そのサイレンの違いが全住民に分かるように、徹底して取り組んでいただきたいです。

それで、先ほど答弁の中にありましたが、先月の8月15日から16日にかけて前線を伴った低気圧が北海道付近を通過して、大気の状態が不安定となって、本町でも広い範囲で大雨となりました。

町のホームページとか、フェイスブック、防災行政無線、w i - r a d i o等を通じて住民に周知を行って、自主避難所も3か所開設しましたということでしたが、その防災行政無線の

周知が1回だけだったとのことでした。ちゃんと分かっているからであるのですが、災害発生時は、地震でも、津波でも、大雨でも、しつこく何回も防災行政無線でまずアナウンスする必要があります。それは、住民の命を守るための防災行政無線だからです。

町民からの声です。

選挙の広報の期日前投票とかについては、連日、何回もアナウンスしてうるさいくらいだったけれども、先月の大雨の際は1回しかしなかったね、災害発生時のほうが緊急で期日前投票より大事だよねというユーチューブを見た町民の方からの声がありましたので、今後はよろしくをお願いします。

そしてまた、スマホ等で確認できるアプリについては、既存の機器やソフトでは対応できなくて、現行の防災行政無線を全て入れ替える必要ができたときには検討したいと答弁いただきましたが、それはいつぐらいになるのか、お尋ねします。

○副議長（石澤清司君） 竹島地方創生推進室長補佐。

○地方創生推進室長補佐（竹島英和君） 現行の防災無線では、防災無線を鳴らしたときにスマートフォンに流れるようなシステムは、メーカーに確認したところ、ないということでした。今後、そういったシステム等が開発されれば導入も検討できると思うのですが、それがいつというのは、こちらでも分からないところです。

また、大里議員が言われました兵庫県の高砂市に確認したところ、防災行政無線の内容はスマートフォンに流れるのですが、自動ではなくて、別の端末に防災無線の放送の内容を別途職員が打ち込み、それが携帯電話に流れるらしく、連動はされていないということをお聞きしまして、そういったアプリを市で開発して対応しているということだったので、それについては、どこの市町村も、これから検討すれば入れられるということなので、今後、そういったものも検討していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（石澤清司君） 大里議員。

○5番（大里葉子君） 全国で自然災害が頻発化、激甚化する中で、住民の命を守るため、防災情報を誰一人残さず確実に届けることは自治体の最も重要な責務の一つであります。

命に関わる情報は、発信と同じタイミングで確実に届けられるようにしてください。

これで、二つ目の質問を終わります。

次は、三つ目の学校の津波対策・避難計画策定義務校についてですが、2021年の見直しの際に大岸小学校と礼文華小学校は浸水想定区域外になったので、この2校が外れたとの答弁をいただきました。確かに、防災ガイドマップを見てみると、この2校が浸水想定区域外になっているのが色分けされて分かります。しかし、よく見てみると、不思議な、微妙な感じがしてきました。

大岸小学校の周囲はぐるっと1メートル未満の浸水をする想定で、道路を挟んで向かいは1から3メートル未満の浸水が想定されて色分けされています。その中にある大岸小学校は、なぜ1メートル未満も浸水しないのでしょうか。それとも、大岸小学校の敷地だけぐるっと周囲より1メートルぐらい高くなっているのでしょうか。

礼文華小学校も、礼文華小学校のちょうど手前で浸水が止まっています。決してそんなことはないと思いますが、もしかして避難計画策定義務校にたくなくて大岸小学校と礼文華小学校を浸水想定区域外にしてしまったのでしょうか。

この2校が外れてしまったことが私は不思議でなりません。そんなことはないと思いますが、お尋ねします。

○副議長（石澤清司君） 竹島地方創生推進室長補佐。

○地方創生推進室長補佐（竹島英和君） 今のご質問でございますけれども、長くなるので、要約してお話しいたします。

まず、大岸小学校と礼文華小学校の浸水区域が外れた理由につきましては、平成5年の南西沖地震が発生して北海道にも津波が押し寄せました。また、日本海溝・千島海溝地震対策措置法が平成16年に施行されまして、それで津波に対する機運が高まりまして、平成19年に津波浸水予測図を北海道が作成しました。そうしているうちに、平成23年に東日本の大震災が起きまして、今度は最大クラスの津波の懸念が生まれまして、それを受けて、シミュレーションを見直して、平成24年に独自で北海道が新たな津波の予測図を作成し、それを受けて、町は、平成25年1月にハザードマップをつくりました。そのときには、大岸と礼文華の小学校は浸水区域に入っておりました。これは、あくまでも北海道が独自にシミュレーションした結果と聞いております。

今回の浸水区域に入らなかった理由につきましては、今度は平成23年に津波防災地域づくりに関する法律が施行されまして、都道府県に対して、津波の想定の設定などの取組を規定し、それを受けて、令和3年に北海道が津波の浸水想定を公表しました。それには、ほかは入っているのですけれども、大岸小学校と礼文華小学校だけがならなかったということで、道に確認しましたところ、最新の知見によってシミュレーションした結果という返答しかもらえませんでした。

ただ、浸水区域から外れたといっても、周りが浸水するわけですから、必ず浸水しないというわけではございませんので、今後においても、それぞれ小学校独自で津波の避難訓練をしておりますし、そういったことを引き続き続けていただきたいのと、大岸には自主防災組織がありますので、町も一体となって津波の対策を今後も進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（石澤清司君） 大里議員。

○5番（大里葉子君） 避難計画策定義務校にしくなくて外したのではなくて、ちゃんとした理由があることが分かりました。

でも、今の答弁にもあったように、道の想定は本当にあくまでもですから、もし大岸小学校の周囲がぐるっと浸水してしまったら学校で児童が取り残されるかもしれないし、逆に、そこまで浸水したら大岸小学校も礼文華小学校も緊急の避難所としても使えません。当然、そこまで浸水する前に小学生たちも避難しなければいけません。では、どこにどこまで子どもたちは避難したらいいのでしょうか。

災害は、巨大地震、巨大津波も含めて、計画どおりにやってきません。津波は突然やってきます。想定以上になったときにどうするのか、行政として考えていただきたいと思います。

これで、三つ目の質問を終わります。

四つ目の防災教育についてです。

豊浦の防災教育は、学校現場で、教育の中ですごく進んでやっていただいていると思えました。防災教育は、様々な危険から児童生徒の安全を確保するために行われる安全教育です。命を守る、生きる力を育む防災教育を、今後も学校、教育の現場で展開して行ってください。

○副議長（石澤清司君） 議長より大里議員にお願いがあります。

質問ですので、質問でない項目についてお話しすることはよろしくないのです、その辺を考えて質問をしていただければと思います。

大里議員。

○5番(大里葉子君) 次に、5点目の8月16日の大雨の被害による道道702号の通行止めですが、片側交互通行も困難で開通のめどが立っていない状況ですけれども、道道702号美和豊浦停車場線は、酪農の方々の生乳を搬出する経済道路でもあります。

毎日、酪農の仕事で新富に通っている女性の声です。

生乳の搬出やバイオガспラントの収集運搬が遠回りしてできたとしても、復旧が冬を越すとなれば、高岡から新富方面の街路はカーブも高低差もあり、道路が凍った冬は通るのが怖いという声があります。絶対にあの道路は冬に事故が起きるよという声もあります。

そんな中で、道に早期復旧と片側交互通行の緊急要望をさせていただいているのでしょうか、お尋ねします。

○副議長(石澤清司君) 久々湊地方創生推進室長。

○地方創生推進室長(久々湊 忍君) この9月14日、一昨日になりますが、町長と農協組合長が室蘭建設管理部に赴きまして、副振興局長をはじめ室蘭建設管理部の幹部の方々に、今、豊浦町の畜産業者が非常に困っているという部分を切に訴えて、本路線の本復旧に時間がかかるようであれば、早急な片側交互通行の要望をしまりました。

その結果、向こうから返ってきた回答としては、ボーリング調査が終わりました、これからもろもろの検討をしていく中で、片側交互通行という部分を念頭において検討する、ただ、まだボーリング調査が終わったばかりで、できるできないという明言は避けたいということと、仮に片側交互通行が可能となった場合でも、24時間誰でも片側交互通行ということが現在想定される中では非常に難しいです。時間的限定、もしくは、通行する車、人、そういった方を限定するような形での片側交互通行もあり得ることを承知おきしてほしいという旨の回答を現時点では得られております。

以上です。

○副議長(石澤清司君) 村井町長。

○町長(村井洋一君) 今、室長が言われましたけれども、14日に振興局にお伺いして、副局長、また、課長等々、幹部の方、たしか5名に対応していただきまして、こちらとして、今の美和豊浦停車場線がいかに地域にとっての重要な路線であるかということをお訴えてきております。

町としては、プラントの原料の受入れ、また、消化液の散布、それによって2倍以上の時間がかかる、また、農協さんとしまして、ミルクのパキユームといいますか、餌の車両の問題、豚とか牛の肉牛も含めて、毎日追分町等々に行っているということでございました。

特に、畜産農家の方々につきましては、ふだんの買物とか、通勤とか、病院の通いとか、一般の方々も当然利用しておられますけれども、特に、畜産農家、また、農業者の方々については、川沿いを通れるのと、それから、桜、大和、山梨、車幅の問題がありますので、場合によっては山梨を経由していくということになると、4倍以上、5倍近くの時間がかかるということで、非常に難儀をしているという状況でございます。そういったことを十分訴えてきたわけでございます。

振興局の副局長をはじめ、その辺を十分ご理解いただいて、とにかく、こちらとしては片側交互通行でも、場合によっては、時間的な片側交互通行、また、限定した車両の片側通行ということも相談してきたわけでございます。

いずれにしても、現在、ボーリング調査が終わって、どの程度すればもつのか、もたないのかという結果待ちというふうに捉えております。その返事もできるだけ早く欲しいという願いをしてきまして、それによっては、各関係の方々にお知らせをして、情報共有を図っていく

形になってございます。

いずれにしても、できるだけ早く対応をお願いしたいというふうに再三お願いしてきてございます。

以上でございます。

○副議長（石澤清司君） 大里議員。

○5番（大里葉子君） これで通告書に書いていた防災対策についての5点は終わるのですが、通告書に挙げていなかったことですが、関連があるので、議長の許可をいただけたら質問したい事項があるのですが、よろしいですか。

○副議長（石澤清司君） どうぞ。

○5番（大里葉子君） 8月27日の津波避難訓練で、第1、第2、第3、第4、第5、第6浜町高岡第1自治会が対象となりました。私も参加しました。始まりから終わりまでいしましたが、私が思っていたよりさらに少なく、ほとんど避難してこなかった感じでしたが、何人の方が避難されたのか伺います。

○副議長（石澤清司君） 竹島地方創生推進室長補佐。

○地方創生推進室長補佐（竹島英和君） 8月27日土曜日の避難訓練の人数の状況でございますけれども、全部で訓練対象の人口が457世帯、840名のうち、訓練に参加された方が56世帯、80名でございました。

以上です。

○副議長（石澤清司君） 大里議員。

○5番（大里葉子君） 私も、令和4年8月31日現在の自治会別世帯人口統計表を見ていましたので、対象者も840人ということで分かっていましたが、80名というのはほとんど避難してこなかったような感じに受け取られるのですけれども、このことについて所管ではどういうふうに捉えて、どうお考えですか、お尋ねします。

○副議長（石澤清司君） 竹島地方創生推進室長補佐。

○地方創生推進室長補佐（竹島英和君） 我々も、今回、コロナということもあって、前にやったときから何年か空いたものですから、今までは100人前後の方が避難していただいて、最後の年は50名ほどだったのですけれども、今回、予想では大体100名ぐらいは参加していただけたらと思っておりましたが、結果的には80名ということで、日にちが土曜日ということもあったと思いますけれども、やはり、大事な訓練ですので、こちら側もいろいろな形で周知して、声かけをして、今後については何とか多くの方に少しでも参加していただけるようにしたいと思っております。

以上です。

○副議長（石澤清司君） 大里議員。

○5番（大里葉子君） まだコロナも収束していない中とか、土曜日ということもあったと思うのですが、当日は町長、副町長ほか所管の職員だけぐらいで対応されていたと思いますが、なぜ全職員ではなかったのかとも思います。これが巨大地震による巨大津波からの避難であったらと思うと、私は非常に不安を感じました。

避難訓練で職員全員が参加というのは少し言い過ぎかもしれませんが、避難訓練であってもある程度課を横断しての職員の対応でないと、そして、日頃から訓練をしていないと、ほかの課の職員も、豊浦町でも330人の死者が出る可能性があるという道から示されていますので、津波が来たときに町民の命を守れないのではないかと思います。

行政として、防災に対して意識が少し欠如しているのではないかなとも思いますが、所管の

対応だけでいいのか、所管は一生懸命やっていたらよかったと思いますけれども、お尋ねします。

○副議長（石澤清司君） 竹島地方創生推進室長補佐。

○地方創生推進室長補佐（竹島英和君） 今回の訓練の職員の対応につきましては、防災計画にのっとった町民課と生涯学習課の避難所対応の職員の方にご協力いただきました。

議員がおっしゃったように、職員横断的に、やはり、今後については、避難所の運営の仕方、また、コロナ対策等の運営の仕方もございますので、全職員横断的に、全部が一遍にできるかどうか、そこら辺は検討しますけれども、今後についてはそのようにしていきたいと思えます。

以上です。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 今回は、訓練ということで、担当課が中心に行われたということがございます。いざというときには、当然、本町ばかりでなく、大岸地区も礼文華地区もあるわけです。そのときに、町として、やはり、地域住民の生命、財産を守るという大きな使命感を持っているわけがございます。各地域にそれぞれ配置させて、いかにして対応していくかということが肝腎であると思っております。

それらを鑑みると、やはり、いざというときのためにも、担当課だけでなく、横断的な災害対策本部をつくりながら各地域に配置させて、適切に対応するということがごくごく当たり前の話でございまして、それに向けていろいろな形で、担当課だけではなく、携わるような形でこちらとしても検討し、万が一のときにちゃんと対応できるような体制を整えていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（石澤清司君） 大里議員。

○5番（大里葉子君） この避難訓練は、北海道が開催する令和4年度北海道防災総合訓練と連携し、太平洋沿岸日高沖で発生したマグニチュード9.1の地震に伴う津波被害を想定し、地震・津波情報の伝達、自宅からの指定避難所までの経路の確認及び自治会内で協力しながらの避難を実施することで、地域における防災体制の強化と防災意識の向上を目的に行いますとのことでしたが、今後も、先ほども検証していただけたということでしたが、防災体制の強化と防災意識の向上の目的は達成されたのか検証していただきたいです。

例えば、近隣の伊達市でも、同じく8月27日に防災総合訓練が行われました。これは伊達市の広報誌です。8月号で、大きく総合訓練について、裏にも消防防災フェアと出ているのですけれども、参加対象者は本町とは違いますが、津波浸水区域内の自治会役員などと伊達小学校の全児童、協力機関は、陸上自衛隊第7師団、伊達赤十字病院、伊達市赤十字奉仕団ほかが協力されて、ヘリコプターが伊達市市役所上空でホバリングし、その後、だて歴史の杜で離発着を実施された避難訓練がありました。

今のことは紹介ですが、町長をはじめ、ここにいる議員の6名中4名が津波避難区域対象自治会に住んでいます。私が死者の330人の一人になるかもしれませんし、町長かもしれません。私だけが助かりたいのではありません。議員として、住民の代弁者として言いたいです。私は、住民の命を守りたい。豊浦町が死者330人なんてとんでもない、一人も犠牲者を出さないぐらいの思いで、行政としてももう少し危機感を持って防災対策、特に切迫している巨大地震による津波対策をしてほしいです。

東北大震災のときに一人も犠牲者が出なかったまちがあります。岩手県北東部にある人口約1万7,000人の洋野町です。ここは、震災で被害が大きかった岩手県、宮城県、福島県、3県の

沿岸地域で唯一、死者、行方不明がゼロだったまちです。過去の津波被害の教訓から、防災意識の高い町民が多かったのが要因とされています。

豊浦町は、過去にすごく大きな津波被害があったとは聞いていません。ですから、過去からの教訓はありません。だからこそ、住民の防災意識を高めていかなければいけません。巨大津波が来ても、豊浦町民の死者、行方不明者はゼロを目指して、防災対策にそれぞれ取り組んでいってほしいです。

町長、最後にご確認します。

津波が来ても、死者、行方不明者ゼロを目指して防災対策に取り組んでいってもらえますか、お尋ねします。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 岩手県の洋野町のお話をされました。ここはここで、昔から歴史があると私は思っております。というのも、たしか石碑があったはずですが、ここから下には家を建てるな、ここから上に逃げろと、昔からの言い伝えで、それを地域の人たちが守ってきた、いまだに守っている、そのおかげで人的被害はなかったというふうに記憶をしております。それこそ、何十年たってもそういう意識は必要なのだな、薄れさせてはいけないのだなと、改めて痛感したわけでございます。

そういった意味で、豊浦も大きな津波災害は今までなかったわけです。小さな被害といえますか、前回、3億円を超える被害はありましたけれども、これからのことを考えていくと、やはり、それぞれの町民の人方の防災意識を高めていかなければ駄目であり、あわせて、当然のことながら職員の意識も必要であります。いろいろな関係機関の方々の意識も必要ですし、先ほども答弁の中にありましたように、そういう方々それぞれが助け合って、支え合って、命を守る、財産を守る、手と手を結んで引っ張り上げてあげる、体の弱い人たちの手を引っ張ってあげる、また、車椅子を押してあげるといった意識が必要ではないかと思っております。

これは、豊浦町が一丸となって防災のことを考えて、一人でも多くの方々が救われるように、また、一人も被害がないように、これからも地域住民と一緒に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副議長（石澤清司君） 大里議員。

○5番（大里葉子君） これで、1の防災対策については終わります。

○副議長（石澤清司君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○副議長（石澤清司君） 休憩を閉じて、再開いたします。

大里議員。

○5番（大里葉子君） 次に、2の公園整備と維持管理についてなのですが、この中で（1）の浜町海浜公園についての質問についてと（2）の高岡展望公園の質問については、9月12日の産業建設常任委員会の所管調査で結果を聞いているのですけれども、この一般質問の通告書は8月31日に出したので、改めて読み上げさせていただきます。

（1）浜町海浜公園についてです。

イベント舞台の鉄骨屋根組み部分がかなりさびて腐食しているが、今後修復できるのか、ス

ステージ前広場のコンクリートの目地の雑草がすごかった、モニュメントの台座部分も雑草が生えていて、アイヌ文化情報発信施設イコリのある礼文華海浜公園キャンプ場や礼文華森林公園キャンプ場、高岡展望公園は、芝生等がきれいによく手入れされ、整備されていましたが、それに比べて浜町海浜公園は清掃管理が行き届いていないのではありませんか。

(2) 高岡展望公園についてです。

遊具のブーメランクライマーが使用不可のままがあるが、部品が調達できないのであれば撤去すべきではありませんか。

ほかのまちへ行かなくても豊浦町で親子が楽しめる、子どもがはしゃぎたくなる遊具が充実した公園を整備してはいかがでしょうか、伺います。

○副議長(石澤清司君) 村井町長。

○町長(村井洋一君) 2点目でございます。公園の整備と維持管理についてお答えいたします。

1点目の浜町海浜公園におけるイベント舞台の鉄骨屋根組みについてですが、現在、腐食が激しい状態であり、今後、倒壊するおそれもあることから、撤去に向けて検証してまいりたいと考えております。

破損していたライトをつり下げる部分のワイヤーにつきましては、ライトをつり下げる部分及びワイヤーの一部を撤去し、残ったワイヤーは巻き上げを行い、安全性を確保しました。ステージ前広場等の清掃管理につきましては、施設管理の委託先である噴火湾とようら観光協会へ雑草除去についても対応を依頼し、既に除草作業をしていただいております。

2点目の高岡展望公園における使用できない遊具の撤去についてですが、部品の製造がされていないことから、今後、撤去すべく、検証を進めてまいりたいと考えております。

3点目の遊具が充実した公園の整備についてですが、公園の在り方も含めて検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長(石澤清司君) 大里議員。

○5番(大里葉子君) 2点目について、高岡展望公園の遊具の撤去をすべく検証を進めてまいりたいと答弁いただきましたが、来年度に予算をつけてとか、撤去していくのかお尋ねします。

○副議長(石澤清司君) 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長(長谷部 晋君) 来年度予算というよりは、年次計画をもって進めたいなと思っておりますので、これから、そういう計画をいろいろ検討してつくって、その中で、来年度できるのであれば来年度ですし、翌年度以降になるかもしれませんが、まずは計画づくりをしたいと考えてございます。

○副議長(石澤清司君) 大里議員。

○5番(大里葉子君) 遊具が充実した公園について、公園の在り方も含めて検証してまいりたいと答弁いただきましたが、長谷部課長は子どもさんと行ったりしてご存じかもしれないですけれども、室蘭市にあるFKホールディングス生涯学習センター「きらん」内にあるきらんキッズパークは、季節、天候に関係なく安心して思い切り遊べることを大前提に、子どもたちが自由な発想で様々な遊びやルールを考え、元気にたくましく遊ぶことのできる子どもたちの想像力を刺激するスペースになっています。

屋外公園きらんの森は、子ども用アスレチック遊具と大人用健康遊具があります。無料で利用できます。入江運動公園子どもの広場は、子どもがはしゃぎたくなる遊具がそろっています。

とても楽しいそうです。豊浦にもあったらいいねという声を聞いています。

今後、豊浦のいろいろな公園を、在り方も含めて検証されるという答弁がありましたが、中途半端に遊具をあちこちに置くのではなく、どこかがしっと集中してという公園の整備をしていただきたいと思うのですがどうですか、伺います。

○副議長（石澤清司君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） 今、私の名前を出していただきました。この場で私個人の家庭の事情を言っていていいかどうか分かりませんが、最近、私の子どもが家でゲームばかりでして、それはよくない、絶対外に出したいと思って、時間があるときにはキャンプに連れて行ったりして自然と触れ合うようにさせています。

そういうことを考えると、遊具が充実した公園も必要ではないかと思えますけれども、町内を見渡すと、公園はたくさんあっても、何か物足りない感じが私もするのです。そこは、町民の皆さんの声も聞きながらいろいろ考えていきたいと思っている段階でございます。

○副議長（石澤清司君） 大里議員。

○5番（大里葉子君） 私の家庭の事情も話すと、2歳とか3歳の孫ちゃんたちが行って、とても楽しいそうです。

以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（石澤清司君） これで、大里葉子議員の一般質問を終わります。

次に、山田秀人議員の発言を許します。

山田議員。

○1番（山田秀人君） 大きく分けて3点について一般質問をいたします。

まず一つ目であります。

廃棄物法違反による一連の経緯と今後の処理場の在り方について伺うものであります。

全員協議会で、廃棄物違反の一連の集中審議と申しますか、説明が2回ほどありました。3月8日を中心としての経緯について伺うということですが、特に、出荷停止が3月10日に行われ、その日の漁業組合との協議が10日午後6時より実施されました。この協議内容を伺うものであります。

もう一つは、豊浦町リサイクルセンター運営状況と今後の管理であります。

さらに3点目として、町長としてのこの事件についての身の処し方について、改めて行政報告がありましたが、改めてこの件について伺うものであります。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 1点目の廃棄物法違反による一連の経緯と今後の処理場の在り方等についてお答えいたします。

1点目の3月8日を中心としての経緯についてですが、まず、いぶり噴火湾漁業協同組合との会議につきましては3月10日に実施しております。

協議の内容としましては、漁業系一般廃棄物の保管場所の満杯に伴うホタテ貝の出荷停止を防ぐための廃棄物保管場所の確保について話し合いを行い、結果的には、製品保管庫に仮置きすることで対応したものであります。

2点目のリサイクルセンター運営状況と今後の運営管理についてですが、平成17年度の施設稼働から今年度まで、いぶり噴火湾漁業協同組合に施設の管理運営を委託しており、漁業系一般廃棄物の収集運搬及び堆肥化処理を実施していただいている状況でございます。

昨年末からのホタテ貝水揚げに伴う廃棄物の発生量は施設の処理能力を大きく超えるもので

あり、現在もこの廃棄物を処理しており、次の水揚げが始まる前までには全て処理しなければなりません、当初予定していたよりも処理に時間がかかり、全て施設内での処理は不可能と考えております。

これに伴い、残るであろう廃棄物につきましては、場外処理施設への搬入も依頼しなければならない状況にあります。

また、今後の運営管理につきましては、現在委託しておりますいぶり噴火湾漁業協同組合も含め、別の処理業者への委託か直営での処理を検討しているところでございます。

3点目の町長としての身の処し方についてですが、議会初日に行政報告させていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 再質問ですが、まず1点目の漁業組合との協議であります。

リサイクルセンターは漁業組合との委託契約をしております。そもそもリサイクルセンターの委託業務とはどのような内容のものですか、伺うものであります。

○副議長（石澤清司君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） 業務の委託内容につきましては、まず施設の管理運営と、それを伴って堆肥化するというところと、雑物の収集運搬を行うという内容になってございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 今の委託業務の内容は、建物の管理運営、堆肥化、さらにもう一つは収集業務であります、この収集業務をする際に当たって、一般の業者に委託すると、なりわいとして運搬するものですから、たとえ一般廃棄物であろうと許可をもらわなければならないということが法律上定められると思うのですが、この場合のリサイクルセンターまでの運搬業務はどういう許可が要るのですか、要らないのですか、お答えください。

○副議長（石澤清司君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） 漁組の収集運搬について許可が要るのか要らないというお話ですけれども、結論から申しますと要りません。

例えば、漁組ではなくて違う収集運搬業者が行うとなったときには許可が必要です。町に申請していただいて、町が許可をするということになりますが、漁組さんの場合はなぜ要らないかということ、町が施設管理の運営ですとか堆肥化の委託をしており、その委託の中での収集運搬ですので、許可が要らないとなっております。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） これを厳格に言うと、なりわいとして運搬するに当たっても、今の一つの受託した中での行為として運搬するというので、なりわいとしてではないのだけれども、きちんとルールを守って目的地まで運ぶというのか、何をどのぐらい運んだのか、どういうふうにするかというのは、産廃も同じですが、その経路とか、運んだ量とか、その日、時間帯、こういうものは克明に記録しなければならないことにはなりませんか。

○副議長（石澤清司君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） 議員がおっしゃられるとおりだと思います。

ただ、過去のことは私もあまりよく承知していませんけれども、お聞きしたところでは、そういったことがされていないというのが現状でございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番(山田秀人君) ということは、運搬した今までのいろいろな記録、それから、日報、日誌はあるのかなのか、それとも、本当に大ざっぱなものなのか、計量をきちっとして持っていったのか、どうだったのですか。

○副議長(石澤清司君) 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長(長谷部 晋君) 正直なところ、日報などはつけていなかったようです。計量も行ってはおらず、結局は、ダンプの容量、4トンダンプですけれども、それを何回運んだ、その回数を掛けてトン数を出している状況でございます。

○副議長(石澤清司君) 山田議員。

○1番(山田秀人君) 計量については、トン2,000円ということで、漁師の方、受益者の人がその負担をするという条例になっているけれども、かつて私が議員になる前に議会で議論されて、渡辺議員がおっしゃったのではないのでしょうか、きちっと測っているのか、そして、そういうことがないようにというようなことがあって、きちっとルールを守っていつているのかなということだったのですが、今は計量も何もないということなのですね。改めて伺います。

○副議長(石澤清司君) 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長(長谷部 晋君) 私が聞いているところでは、計量は行っていないということでございます。

○副議長(石澤清司君) 山田議員。

○1番(山田秀人君) 委託業務というのは、委託者もそうだし、受託者も、割と大ざっぱに何とか頼んでこの雑物をうまく処理してしまえばいい、こんな感じで受け止められるのです。

ということは、これから質問するものも出るのですが、この処理を行うために、ずさんな量の計算、それから、ずさんな処理の仕方が結局は現れてきたということにもなるわけです。

まず、委託業務の記録は、今、日報も記録も何もないということでございます。

では、これが何トン出たかというのは、どういう格好で毎年報告が上がって、どういう格好で町に数量が報告されていたのですか。

○副議長(石澤清司君) 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長(長谷部 晋君) まず、委託ですので事業期間がございます。4月1日から3月31日までの1年間でございますけれども、それが終わって、報告が4月なり5月に上がってくるのですけれども、その中で、先ほど申したとおりダンプが4トンダンプですので、それに運んだ回数を掛けて容量を積算しているという状況でございます。

○副議長(石澤清司君) 山田議員。

○1番(山田秀人君) そういうことになると、受託者のいわゆる恣意的なこともあって、回数が本当にそうだったのかということも疑わざるを得ないというか、町も、委託した側もきちっと計量していないでそれをうのみにしていたということになりますね。確認します。

○副議長(石澤清司君) 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長(長谷部 晋君) なかなかお答えは難しいですけれども、結論的にはそうなるのかなというふうに私は考えます。

○副議長(石澤清司君) 山田議員。

○1番(山田秀人君) 今のお答えですと、客観的にそういう事実を認めざるを得ないのですよ。だから、曖昧な数量が報告されて、それでもってリサイクルセンターで処理しなければならないという状況になったということです。

それはそれとしていいでしょう。

そして、いわゆる出荷停止の問題が起きました。3月10日です。3月10日に出荷停止が判

明して、それで、漁業組合と町当局は午後6時から役場の会議室で会議を開いたということですが、これは6時から始まって何時に終了したのですか。

○副議長（石澤清司君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） 午後8時まででございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 20時ですね。2時間要しました。

この間、どんな議論がされたかというのは録音記録があるとの間言っていましたけれども、それはあるのですね。それについての書類は作成していますか。

○副議長（石澤清司君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） 先日の全協でもお話しましたが、録音データに基づいて、誰がまではないのですけれども、言われた内容は箇条書きで全部書き出した書類がございます。それをまとめて、先日の全協にお示しした次第でございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 記録内容はまだこちらに到達していませんが、この2時間の中でどんな議論が行われて、冷静沈着にずっといったのか、それとも、どれが原因でどうだったのか、そこら辺の内容はどうだったのですか。

○副議長（石澤清司君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） 私は、実際にテープを聞いたわけではないのですけれども、テープ起こしした担当のお話を聞くと、まず、2時間会議を開いていますが、中身的には実質1時間の内容で、その残り1時間は何だったのかということ、沈黙の時間があったり、同じことを繰り返し話していたということがございます。その中で、怒号が飛び交ったということもあります。

以上です。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 半分は沈黙で半分は怒号だと、そしてどういう善後策をしたのかはあるのですが、怒号というのはどういう原因で起きたのですか。おまえが悪い、そっちがいいとかということなのですか。町に対しての非難の怒号なのですか、それとも、豊浦の支所長の処置が悪かったのか、漁業組合の本部はどうだったのか、そこら辺のところはどうだったのですか。

○副議長（石澤清司君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） 誰がというのはまだ分かっていないのですけれども、聞いた中では、漁組側という話を聞いています。町に対してです。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 町に対してどういうことが言われたのですか。

○副議長（石澤清司君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） まず、この会議の主目的は、雑物を置く保管場所がもうないので、どうにかしてくれという協議の内容が趣旨でございまして、いろいろな話合いの中で、場所がないという議論があって、どうにか確保してほしいというところで怒号が飛び交ったようでございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 今言っている長谷部課長は直接そこにいなかったわけだから、本当は町長がしゃべらなければ駄目です。ここの段階では、ここが肝腎なのですよ。

結局は、雑物の保管場所がないで1時間ほどどうする、こうするとやったわけでしょう。それが、施設内で善後策が起きたということですが、その間、置くところがないとか、雑物の発生の原因はそっちだという話はあったのでしょうか。町長、あなたが出ていたのですから、あなたが答弁してください。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 発生量がどうのこうのということではなくて、まず、対応として、ご存じのとおり製品庫を空けるしかない。製品庫を空けるためには、半製品といいますか、ふるいをかけていないものもかけているものも全て外置きしなければ駄目だと。そして、ご存じのとおり、片屋根に近くなっていますので、まず、屋根の高さが十分取れるところの道路側の製品庫を空けなければ駄目だという話で、そこにまず仮置きしようということになったということでございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 仮置場に置こうかという善後策が話されたということです。

当初、会議が始まったときに、出荷停止という問題が出ていました。出荷停止というのは、漁民にとってはどういう影響だったのですか。出荷停止しているわけでしょう。水揚げをやめたのでしょうか。ホタテの水揚げをやめていたわけですか。漁民にとってはどんな影響があったのかということです。3月10日です。その原因は何だったのかということです。お答えください。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） こちら側としては、満杯でどうしようもないからということで、一時的に受入れ停止をしなければ駄目だという認識でおりましたけれども、何とか月曜日からやってほしい、水揚げしたいという状況で、先ほど言いましたように、製品保管庫で一時堆積するという話になったと理解しております。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 製品保管庫にまず雑物の置き場所を移動することになったけれども、出荷停止になって、ホタテ漁師の皆さんは、一番値段のいいときにホタテを出荷できないという経済的な収入のマイナス、減少があるわけです。ここに非常に重要な問題があったということで、漁民の理事の皆さんもここに出席しているわけですから、そういう大きな原因といいますか、そこにファクターというか、原因があったということになっているわけです。

それで、何とかリサイクルセンターの稼働を要請したということになるわけでしょう、違いますか。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） それ以前に、議員ご承知のとおり、残渣水が非常に大きな問題であるということで、できるだけ水切りを徹底してほしいということを再三申し上げておりましたけれども、何せ、雑物、残渣水が多過ぎて出荷停止にならざるを得なかったという状況でございます。

そういう中で、先ほども言いましたけれども、月曜日から何とか水揚げしたいのだということで、それに向けて準備に取りかかった状況でございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 出荷停止に至った原因は、結局はリサイクルセンターが満杯で、雑物はそっちに持っていけなかった、さらに残渣水の問題もそこに生じてきたということになっているわけです。

このときに、いわゆる委託者である町と事業を受けている受託者の組合の役割は、この時点

でどういふふうに役割を果たすべきだったのか、どこか抜けていたのか、ここら辺の話合いといふのはきちんとされなかったのですか。

3月10日の2時間の中で、受託者と委託者、この事業を委託する者と受けたほう、これらのそれぞれの責務といふか、守るべきもの、やるべきものはここできちんと確認していなかったのですか。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 先ほども言いましたように、とにかく水切りをしてほしい、まず当面はそれに尽きるということで再三申し上げてきたところでございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 町としては何とか水切りしてといふのは分かりますよ。しかし、そうであれば、お互いのやるべきことをきちんとやろうといふ合意はここではなされなかったといふことですね。何とか雑物の処理場を開ける結果になったわけですね。

そうすると、この出荷停止の中で、それぞれに落ち度がなかったのかどうかです。一番初めに言いましたよ。このリサイクルセンターのそもそもの業務、これだけ記録もない、何もないといふ中で、こういう管理をしていたのですよ。それで、会議の中でこんな問題が生じてきて、2時間やったけれども、半分は沈黙の時間で怒号まで飛び交ったというありさまなのです。

ですから、それぞれのやるべきもの、担うべきものはここできちんと明確にしなければならぬといふことにはなりませんか、伺います。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 3月10日の話ですけれども、再三申し上げますけれども、水切りのことは私も何回も何回も申し上げてきたところでございます。また、その中で、礼文華の車両と本町の車両がほとんどですけれども、礼文華の車両についてはそこそこ水切りがされていたが、本町の車両についてはあまりなされていなかったという記憶でございます。

以上でございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 結局、10日の協議が20時で終わって、皆さんそれぞれ散っていったのですね。この協議が終わって、翌日の11日の未明、早朝に支所長が残念な死を遂げたわけです。そういう怒号が沸き起こった会議の中でこういう事件が起きた、この協議に因果関係があるのかどうかです。

町長としてはどういふ見解でおりますか、伺います。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 私は、町としては因果関係は非常に薄かったのではないかと感じてございます。亡くなられた方の仕事ぶりもよく分かっているつもりでございます。

私も、毎朝4時半、5時ぐらいにセンターに行って、車はどの程度積んできている、また、開けたときに残渣水がどのぐらい発生している、そういう中で、支所長も熱心な方で、やる気満々で意欲を持っていた方でございまして、何回も4トンダンプを運転してきておりました。

10日の会議でも、支所長は本当に大変よくやっている、朝早くから夜遅くまで、組合員のため、また、滞らせないために一生懸命働いているということを申し上げたところです。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） ふだんの漁協の支所長の身を粉にした働きぶり、献身ぶりは私も存じております。ですが、そういう中でこの死を成し遂げたまでに行ったといふことは、何らかのプレッシャー、死に至る因果関係があったのではないのでしょうか。相関関係とも言えるかもしれ

ません。

相関関係というのは、ある事象とある事象の間に関係性があるという意味です。それから、因果関係というのは相関関係の中に含まれますが、特にその原因と結果がつながっているということです。相関関係とはちょっと違います。かなり近い中で、因果関係というのは、こういう原因があって死に至った、支所長の話で言うことです。こういうことになることを推測せざるを得ないです。だから、残渣水の問題では、大きな命を失うということは非常に重要な悲しい出来事だと思います。こういうことがあって現在に至っているわけです。このことは、町長も、町としても、非常に重く受け止めなければならないということですが、どういう見解をお持ちですか。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、話合いの中で、製品管理棟を空けて、そこに一時仮置きしようということにしたわけです。それで一時的に回避できる、水揚げができるということになるわけです。そういうことですので、当時はそれで回避できる、解決できる、全体的な解決ではないけれども、一時的な解決につながるものと感じておりました。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 結果として、一時仮置きしようということになったわけです。しかしながら、事実としては、次の日の未明にこういう悲しい出来事が起きたということは相関関係があるのではないかと、因果関係はなくても相関関係はあるのではないかと我々は推測するわけです。ですから、この事態は重く受け止めなければならないということになるわけです。

町長は、お通夜の葬儀に行ったときに、お参りしようとしたらご遠慮くださいと言われたのです。そういうことまで、まちの中では伝わっているのです。

そういうようなことがあって、協議したことで、かなり密接につながりがあったのではないかとというふうに私は思うわけですが、改めて、町長、そう思いませんか。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 私も、朝、亡くなられたという連絡をいただきまして、びっくりしたわけでごさいます。その後、私も自宅へ向かって、お参りをしてきたときには、顔を見ていってちょうだいというふうにも言われました。お線香をあげて、そのときは、せっかくこうやって解決できたのに、なしてよという思いで悔しかった、そのような気持ちでごさいました。

以上でごさいます。

○副議長（石澤清司君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

○副議長（石澤清司君） 休憩を閉じて、再開いたします。

山田議員。

○1番（山田秀人君） 午前中は3月10日に漁協と行われた協議について、そして、漁組の職員が死に至ったことなど、いろいろな因果関係、そして、相関関係も起因しているのではないかとという話で終わりました。

それで、いろいろな出来事があって、現在、漁業組合と町の間で雑物についてやるべきことというのは、その後、ここに至るまでお話をされているのですか、どうなのですか。それから

お互いに背中を向き合わせて何もしていない、そういう関係になっているのですか。

○副議長（石澤清司君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） 私も6月から来ていますけれども、それまでのことはそれまでと思って新たな気持ちで、私になりまして、漁組さんとは、定期的にはないですけれども、情報交換したり、ハザカのことばかりではなくて、水産全般のこともいろいろ情報交換をして、今、いろいろ取り組んでいるところでございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） かつては豊浦漁業組合という組織だったけれども、今は合併して、伊達市から豊浦までの合併の漁協という組織になりました。豊浦は豊浦支所、礼文は礼文支所とありますが、これはやはり、洞爺湖町にある本部、組合長は伊達の人だと思いますけれども、そういう上層部の方、役員の方々との話合いというのは、常時、自治体と団体、組合との話合いというのは、重要なことがあればしていると思うのですが、雑物の処理の問題についても懸案事項となっているはずですが、それは行われているのですか。

○副議長（石澤清司君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） 雑物の関係につきましては、今のところトップ会談というか、そういうのは行っていませんが、一応、今月末に、4月以降に汚水を他の自治体に運んだ経費とか、そういったこともありますので、その辺の負担割合をどうするかという協議をする予定でございまして、その都度、何か重要案件があればしていきたいと思っておりますし、その前段で、私も、豊浦支所長、礼文支所長と何か案件があれば意見交換をしておりますので、その中で重要案件が出てきたら、組合長をはじめ副組合長、理事を交えていろいろ協議をしなければいけないと思っております。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） そういうことで、スムーズな浜と漁業関係者とまちとの関係はきちんと構築すべきだということでもあります。

リサイクルセンターとの委託契約の金額というのは、令和3年度、令和4年度は大体同じ金額ですか。ざっくりでいいですから、それぞれの委託契約の金額を教えてください。

○副議長（石澤清司君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） ざっくりですけれども、約5,000万円でございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 5,000万円程度でいつもやっているということですか。

今回、雑物が一杯になって、汚水の残渣水の問題も出てきて、満杯になったから今までのような処理できなくて移動した、それから、残渣水をどこかへ運んだ、処理した、こういう費用経費の総額は現在どのぐらいになっているのですか。

組合にこれから払わなければならないものも含めてというのは、把握していると思うのですが、どのぐらいの金額になるのですか。

○副議長（石澤清司君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） 4月から8月まで汚水を運んだ分、雑物も最近運んでいまして、それで約6,400万円かかっています。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） それから、3月までのやつは決算がありましたけれども、もう一度、額がどういうふうになっているか、これも含めて6,400万円ではないですね。その分はもう決算済みだからということで含まれていないと思うのですが、幾らぐらいですか。

○副議長（石澤清司君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） 3月の部分では、記憶ですけれども、金額的にはたしか3,800万円ぐらいあったと思います。先ほどの6,400万円を足すと1億200万円になります。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） この負担というのは、3月は決まって、3月末での3,800万円というのは町がまるまる負担したということだと思ったのだけれども、4月から8月の6,400万円、さらにこれからかかろうとするものの、こちらと漁業組合とまちとの負担区分というのは明らかになっているのですか。

○副議長（石澤清司君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） 先ほども申しましたが、今月末にその部分の協議をしたいと思っております。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 4月から8月で6,400万円の負担ということですか。

○副議長（石澤清司君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） そうです。4月からですけれども、今後も続きそうな気配がありますので、大体11月ぐらいには終わると私は考えているのですが、それを含めて、漁組が何割、町が何割という負担割合を決める協議をしたいと思っております。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） この負担割合の根拠については分からないけれども、今の答弁で、廃棄物の発生量は施設の処理能力を大きく超えると言っているのです。これは以前から分かっていたこと、発覚していたこと、以前からこの問題を抱えていたことではないか、さらに、これを放置しておいたのではないかということも言えるのですが、発生量が大きく超えることの認識というのは前々からあったと理解していいですか。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） ご存じのとおり、雑物量についてはその年その年によって違ってくるわけでございまして、昨年度については雑物が異常に多かったという認識でございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） うまいことを言いますね。その年その年で認識するしないというか、でも、処理能力を大きく超えるというのは、ハザカプラントの処理できる許容量は大体決まっているわけです。そういう中で、過去の雑物の量の統計を見ますと、大体オーバーばかりしているのです。

私が平成21年から29年までを調査した量ですが、豊浦と礼文を合わせて、一番多いときは平成21年、それ以前は調べ切れなかったけれども、1万2,000トンもあったのです。それから、一番少なくても4,000トン、これは平成24年です。何かあったのでしょうか。それから、平成28年は1万500トン、29年は7,260トンという数字が出ているのです。

ですから、これは前々からこういう処理能力を大きく超えていたということにつながりませんか、町長、あなたも元議員だったので、そのぐらい分かっているでしょう。いかがですか。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 先ほど言いましたように、その年その年によって大きく違ってきているというのも事実でございます。特に大きくなってきているときには、私としては、契約条項に基づいて処理されているものだという認識でございました。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 別に契約状況に基づいて処理していると理解しろと私は言っていません。こんなに許容量をオーバーして、そして事実であるとお認めになって、こういう問題を抱えて放置していたということですよ。

もう一つ、答弁の中で、全て施設内での処理は不可能と考えている、残る廃棄物は残るだろうと言っていますね。町外の処理施設へ持っていくのだ、こういうこともしなければならぬということではあるのですが、今まで、許容量オーバーしているという中で漁業組合に雑物の運搬と管理運営、肥料化するための処理を委託しているのですよ。

ということは、オーバーしているものを処理できないものをして、そして負担金をもらうというのは道理に合わないのではないですか。もしくは、今月末、お互いの処理量を案分して負担するなどという論理になるのですか。相手からそう言われたらどうするのですか。そう思いませんか。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） その辺も含めて組合と協議していくということでございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） その辺も含めてということは、町側が、委託しているほうが無理難題を押しつけて、お互いに負担しましょうとなったら、おかしい話になりませんか。受託者である漁民の代表者の組合だって、そういう考え方になるのですかということなのです。

話によると、今までの組合が処理したお金は、ホタテの漁師に、生産量に合わせて負担金を納めるようにと通知したらしいですよ。一番高いのではないかと思うけれども、300万円の負担金が要するという話も聞いておりますが、お互いの負担金を決めるときにそういう話になるのですか。雑物をこういうふうに処理するということは、あまりにも無理難題を押しつける交渉になりませんかということです。伺います。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 無理難題ではなくて、そのために協議をするということになっております。今、何百万円という話をされましたけれども、こちら側とすれば全く寝耳に水という状況でございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） そのことも含めて組合と協議して、何を言われるか分かりませんよ。ましてや議会で議論しているのですよ。私がこう言っていることに対して、山田議員の言うことはそのとおりだな、組合もそうやって交渉しようかなと言っているかもしれないですよ。そう言ったって組合も出さなければ駄目だなという考え方もあるのかどうか、それはまだ分かりませんよ。

だって、そうではないですか。先ほど言ったように、何ぼやったら4,000トンぐらいしかハザカプラントで処理できないものですよ。6,000トンぐらいできるとか前に言っていましたけれども、それを今までずっとやって、どこにどうやって消えたのだから知らないけれども、そうやって処理してきたのです。そして、今回はきちっと処理しなければならないということで、法律違反が露見したわけですから、そういう中でこれを処理しなければならない、そこに問題があるのです。それをお互いに協議するということですか。単純にそんなことなのか、伺います。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 繰り返しになりますけれども、全て含めて、これから雑物ばかりでな

くて、今後の協議もしていくことになるかと思えます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） それ以上、理不尽である理不尽でないは別にしましても、かなり厳しい交渉になると思えます。町が全額負担しなければならないということかもしれないです。運搬と処理で年間5,000万円の委託契約を結んでいるのでしょ。そういうことになるのです。

もう一つは、不思議なことに、残渣水もさることながら、残った堆肥化するものです。ホタテの貝殻とかを含めていろいろ堆肥化して、発酵させて、ふるいにかけて幾ら幾らで売るといことですけれども、この量でいくととてつもない量なのです。売上げからいくと、とてつもない売上げが期待できるという話もこの間の常任委員会で確認しました。それは計算が無理だろうという話でした。平成29年度で売上げが95万3,000円です。これは、何トン堆肥化して売ればこのぐらいの売上げになるかということで、どうも桁が違うのではないかという話まで出ているのです。

ですから、雑物の堆肥化も、きちんと数量を把握して、売れる売れないはあるのですが、これは長谷部課長に聞くけれども、町の事業というのは常に継続ですから、引き受けた人がその仕事を引き継がなければならないという行政の原則になっていますから、来たばかりだから分かりませんというわけにはいかないわけです。ここら辺の7,000トンが堆肥化になればどのぐらいの量になって、理論上、どのぐらい売れるのか、1袋10キロ単位を200円で売っても、300円で売っても、100万円やそのぐらいではないでしょうと思うのです。

感触としてはどうですか、長谷川課長。

○副議長（石澤清司君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） 先般の所管事務調査で、私はとんでもない数字を出してしまったのですけれども、そこはおわびします。計算違いでございまして、実質のところを再算定させていただきまして、仮にというか、ここ3年の平均が雑物7,000トンでございまして。令和元年から3年度まで、平均すると約7,000トンです。そのうち3割ぐらいが水分という判断をしているのですけれども、その3割は2,100トンになります。残りは4,900トンになるのですが、それを堆肥化する際、少し減っていくものですから、約1割ぐらいは減るのではないかと考えておまして、そうすると4,400トンになります。その中には貝殻がかなり入っていますので、それが約5割ではないかなという想定ですけれども、そうすると半分の2,200トンになります。

あとは、海の恵みは条例で単価が決まっていますが、ふるいあり、ふるいなしで計算するとトンではなくて立米になるものですから、先ほど言った2,200トン立米に直すと3,100立米ほどになります。それは貝殻がないので、ふるいありという扱いで300円になりますので、それを掛けると93万円という計算になります。

これまで売り上げたトン数は、減免の部分もあるのですが、約400トン、最近では200トンから250トンぐらいの量で販売しておりますけれども、その差をどうしたのかというのは私も分からないところがあるのですけれども、金額的には大体そのぐらいで推移して、立米数の差がどうしたのかというのは私は分からないところです。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 堆肥化した雑物がリサイクルセンターに運ばれたから、帰属は豊浦町の帰属で、いわゆる廃棄物ではなくて資源なのです。これはお金に変わる大事な資源で、これを普及するために今まで無償で提供してきたこともあるのですが、やはり、きちんとお金に換えて、少しでもリサイクルセンターの維持費に充てるとか、こういうものが必要になってくる

ということです。ですから、これは、みだりに放棄したり、畑に持って行って投げたりというのは法律違反です。そういうふうにしないようにきちんと堆肥化すべき課題だと思います。

リサイクルセンターの今後の管理運営です。

このことについて、北海道と協議していませんか、伺います。

○副議長（石澤清司君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） 私的には、北海道と協議したことはございません。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） これは、胆振振興局も同じです。これからするいろいろな補助事業をめぐっての協議というのはないのですか、あるのですか。

○副議長（石澤清司君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） 言われていることが理解できません。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） では、町長に聞きましょう。

伊達市、洞爺湖町、豊浦町という三つの自治体で協働で雑物の処理をしようと、どこが事業者主体になるか分からないけれども、振興局と今月末に協議することになっているという話を組合側の役員から聞きましたが、町村にはそういうのはないのですか。

○副議長（石澤清司君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） 広域処理の関係でございましてね。正直に言いまして、その話は今初めて聞きました。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） これは、数か月前に、口が滑ったといいますか、洞爺湖町長か伊達市長かが広域処理をして、豊浦に施設を設置して処理すればいいのではないかという話もほかから聞こえてきました。新聞にも出ていましたね。（「中身は分からない」と言う人あり）

これは、そういう広域で処理するぐらいの問題になってきているのではないですか。豊浦では大変で、向こうに持っていったらこっちも満杯だ、洞爺湖町でもできません、伊達市だってそういうことになっています。

そういうことは、まだ豊浦町としてお考えにはなっていないのですか。今後の管理運営として、道や国の補助金を得て、何とか施設処理をするという考えはまだまだないのですか。

○副議長（石澤清司君） 長谷部水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（長谷部 晋君） 先ほど、ないと言いましたけれども、今月末のお話は初めて聞きましたけれども、それ以前に、何月か忘れてしまったのですが、伊達市長の音頭で洞爺湖町、豊浦町の首長が集まって、広域処理について、やるということではなくて、何かできるのか、できないのか、勉強会をしませんかというお話はありました。それなら、一緒に勉強していきましようという結果になりまして、それで進んでございます。

ただ、その後、コンサル業者に設計をやってもらう必要もございまして、一度、業者さんから担当者レベルで説明は受けましたけれども、その後はまだ進んでいない状況です。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） このことを広域で処理するというものはあまり進んでいない、勉強会だけしよう、これがどんどん煮詰まってくると広域処理の事業も湧き出てくるように感じますけれども、そういう方向に持っていきたいという考え方はあるのですか、町長。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 先ほど課長が言いましたように、雑物の問題については、それぞれの

市町が共通課題としてあるという認識でございまして、これからいろいろ勉強していこうというところで終わっているということでございます。

これからの1市2町の取り組み方は、それ以来、話し合いを持っていませんので、あるとすればこれからだというふうに思っております。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） この雑物の処理は、許容量をオーバーしているのですから、これを放置しておいたらまたまた処理が大変になってくるということになるわけです。許容量をオーバーしたものは外部で処理してもらうということをやっと続けていくのですか。広域で使うとか、単独でいろいろ施設をつくって処理するとか、ハザカプラント以外の処理施設を建てるとか、そういう考え方はないのですか。どんどん許容量をオーバーして処理できなくなるという予想は目に見えて明らかでしょう。そういう考え方はないのですか。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） それでは、ご期待に添いまして、私から話をさせていただきます。

今、黙っているということではなくて、町は町として検討している状況でございます。当然のことながら、海から上がってくる雑物の減量化も含めて、当町で、せっかくの施設があるわけですから、その施設を十分活用できるような取組ができないのかということで、今、検討している状況でございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 今、許容量をオーバーしてなかなかできない、そして、あの施設をいろいろ修理するのに、前の議員からもあったように、修理しなければならないとか、発酵がうまくいかないという段階なのです。それを何とか活用してやりたいといたら、どうも次元がずれているような答弁をしていると思うのです。

これは、現場の担当課長がまた同じ轍を踏んで、結局、長谷部さんが損することになるかもしれない。そうならないようにちゃんとやらないと、また信頼を失う格好になってしまいますよ。これは絶対に避けて通らなければならないことです。ぜひこれは、そのことを十分踏まえて管理運営をすべきだと思います。

そして、管理運営は、漁業組合でなくて、きちっとした業者、責任ある業者、それを執行できるものにすべきなのです。いろいろと前の質問で各議員からも指摘されているわけです。

ぜひ、これは、そういうことでずっと漁業組合に任せておいたら、漁業組合というのはそういう団体ではないのです。そう思いませんか。この管理運営、委託先をきちっと見直すということになりませんか。そういう考えはありませんか。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 先ほどの答弁にもありましたように、組合ばかりでなくて、その他の民間のところも事業者があるのであれば、そういうところも踏まえて、また、直営という考え方もございますので、なかなか難しい問題ですけれども、それらを含めて検討することとしております。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 難しい問題だから、行政がここで国や道の支援を得ながら、そして、専門家の意見を聞きながら事業を進めていかなければならないということです。簡単だったら、民間業者はこういうことをどんどんやって、ビジネスとしてやっている、そういうことになってしまいますよ。

これは、行政がやはり、1次産業を支えるための一つの手段ですから、やらなければならな

いというのは、やはり、町長である村井町長は肝に銘じて、難しいかもしれないけれども、やらなければならないという気持ちにならないのですか、もう一度聞きます。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 1次産業ということで、水産業は大変重要な産業でございます。こういう大変な産業を十分育てていく、または、健全な方向性でそれぞれの漁家さんがなりわいとして成り立つように、私はこのことを重要な問題として捉えて進めさせていただきたいというふうに思っております。もちろん、振興局等々、関係機関とも連絡、連携を取りながらやっていきたいというふうに考えてございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 口先ではそう言うけれども、実際にあなたはやっていないではないですか。国や道と連携を取って今後の展開をどうするか、そういうことも何も明らかにしないで希望だけ申し上げている、こんな町長はいませんよ。

さて、第3点目は町長の政治的責任についてです。

昨日の行政報告で、給与を30%減額して、それを6か月続けるということです。

今日、私がずっと質問してきて明らかになったのは、リサイクルセンターの委託業務は記録も何もない、そして、ずさんな格好でやってきた、何も点検しなかった、そして、漁業組合の支所長が命まで落として、因果関係もあるのではないかとと言われて、相対関係はあるのではないかというぐらいのお話になりました。そして、今後どうするかも、まだまだ広域の取組さえやっていない、町として検討する、そんな格好の漁業系一般廃棄物に対しての取組の考え方で

す。

今までずっと述べてきたことから考えると、町長の政治的責任というのは、私は辞任に値すると思います。ですから、今後の解決策を、きちんとルールを敷いて、解決策を示した後、あなたは辞任すべきだと思いますが、そう思いませんか、いかがですか。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 私の責任としては、ただ給与の削減ばかりでなくて、やはり、この問題にある一定程度のめどをつけなければ駄目だと、それが責任の大きな一端でもあるというふうに捉えております。

議員が語る言われましたとおり、やはり、組合からといいますか、受託者からの報告を常として、計量をしながら、適切な処理方法によって二度とこのような違反行為を起こさないために取り計らっていかなければならないと考えてございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） これまで取ってきた漁業系一般廃棄物の処理は、確かに歴代町長から山積された問題を今まで積み上げて、引き継いでできてしまったのです。しかしながら、行政というのは継続です。だから、それに対しての政治的責任というのは、今、村井町長が負わなければならない。ここまで出たいろいろな問題点を解決するためには、もう村井町長ではガバナンスが欠如している。ですから、もう一度言いますが、ある程度の善後策のルールを敷いた後はお引き取りになるしかないのではないかとということです。そういうことを私は申し上げているわけです。

そして、行政報告でありました給与を30%削減、6か月減額、そうすると29万5,000円が減るわけです。6か月で177万円が町長の給料からの損失です。そういう金額でいいのですか。私は昨日も言ったけれども、こういう政治的責任の取り方というのは、この減額だけでは済まないということでもあります。100歩譲って、給与の30%どころではないですよ。もっともっと減額を

すべきだと思いますよ。

それから、手当についての影響力も出てくるのです。これにも影響させるような減額の仕方をするのですか。勤勉手当とか期末手当にも関わってくるのですか。どういう改正の仕方をするのですか、伺います。

○副議長（石澤清司君） 議長より山田議員にお願いがございまして、これはユーチューブで流れていることもあって、質問の言葉には非常に気をつけているとは思いますが、行き過ぎるような言葉については控えていただければというふうに思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。（「はい」と言う人あり）

本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） 今回の条例案提案の予定では、期末手当の部分にも反映させるような内容で考えてございます。

以上です。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 了解いたしました。

先ほど議長からご指摘がありました点については、議事録から削除されて、町長の責任の度合いは、私の言ったとおりであります。それ以上のきつい言葉は申し上げます。

次に、職員の懲罰に関わる問題です。

懲罰委員会はどの程度進んでいるのですか、伺います。

○副議長（石澤清司君） 須田副町長。

○副町長（須田 歩君） ただいまご質問のありました懲罰委員会の状況でございますけれども、近々開催される予定でございまして、まず、ご本人から事情聴取などを踏まえた後、委員会の開催という流れになってございます。

以上でございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 略式命令された以外の、いわゆる起訴猶予になった職員もいるわけですが、それらについてはどういう考えですか。

○副議長（石澤清司君） 須田副町長。

○副町長（須田 歩君） 不起訴処分になった職員も含めて、懲罰委員会で議論するという状況でございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） これについての対策は、きちっと明らかにすべきだということであり
ます。

今日の一般質問の2点目に移らせていただきます。

2点目は、コロナ禍における緊急支援対策についてであります。

各市町村で、コロナ禍での影響を受けている、いわゆる市民生活、住民の生活への支援策として、各種の救済策が講じられております。

本町においても、これからの冬に備え支援策が求められると思うわけですが、その対策を伺うものであります。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） 2点目のコロナ禍における緊急支援対策についてお答えいたします。

コロナ禍における緊急支援対策についてですが、現在、豊浦町におよそ1億2,800万円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が割り当てられております。

7月議会において、全町民に一律2万円分の商品券を配付するとようら生活応援券事業としておよそ7,710万円、子ども1人につき3万円を給付する子育て世帯応援給付金事業におよそ1,490万円、低所得の高齢者及び障がい者世帯を対象に1世帯当たり1万2,000円を給付する豊浦町高齢者世帯等地域生活支援事業におよそ500万円を割り当てて補正予算が議決されたところでございます。その他、政策予算から3事業、およそ2,480万円を財源構成し、合計で1億2,190万円を計上し、残額が約610万円となっているところでございます。

国からは、第2回目の割当てはあるとの情報はあるものの、現時点では通知等はございません。第2回目の割当額にもよりますが、状況を見据えた上、適時必要な支援対策を講じたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） これまで、コロナ対策として、国からの交付金事業である豊浦町も地元の特徴に合わせて交付金事業をしてきたわけですが、しかしながら、なかなか町民の願いに沿えないという問題も存在しております。

現在、円安、物価高、諸物価の高騰が著しいという経済状況であります。町民の暮らしがますます厳しい状態に置かれておりますが、政府からどんな対策をされようかというところではなかなか情報が入ってこないのですが、今はどんな対策を政府が取っているか、少しぐらいは情報が入ってきているのでしょうか。

そこら辺を含めて、今後どう対策するか、それから、令和3年度の決算状況など、今まで打ってきた対策も含めて反省するべきものとか、こういう新たな政策を打っていくべきかと、いろいろなお考えが出てくるかと思いますが、それも含めて、今後どんな対策をしようとしていますか。

○副議長（石澤清司君） 久々湊地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（久々湊 忍君） 答弁書を作成したときには、情報は本当に一切ありませんでした。

実は、9月12日付の事務連絡で北海道から国の方針的なものが示されました。まず、当初、物価高等では、既定の予算2,000億円に、今回新たに追加額4,000億円を追加して、総額6,000億円のコロナ物価対策等の増額、強化をするという情報が来ました。

対象事業としては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業で、推奨事業としては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援、また、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援、消費下支え等を通じた生活者支援、省エネ家電等への買い換え促進による生活支援というように、生活者支援で四つほどの推奨事業メニューが示されております。

次に、事業者支援ですが、医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、農林水産業における物価高騰対策支援、中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援、地域公共交通や地域観光業に対する支援という生活者、事業者支援を合わせて六つほどの推奨事業という方針が示されました。

各自治体に幾ら割り当てるのか、使途が限定されるのかどうなのか、詳細のルール等ははまだ示されていない状況で、正式ではないというか、いわゆる道の関係者からの口頭での情報になってしまうのですけれども、今月中にはひょっとしたら割当て等々が示される可能性があるかもしれないというのが、我々が今押さえている最新の状況です。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 9月12日にそういう方針が出されているということですから、令和3年度の交付金の支援状況の教訓を踏まえながら、新しい展開として、物価高騰を含めた自治体への割当てがあったならば、やはり、現金で渡して、どこでも生活必需品が買えるようなものも展開してもらいたいということが住民の要望であると押さえていただきたいということです。

これから自治体割当てを示されるわけだけれども、やはり、豊浦町の特性もあることながら、ほかの自治体でこういう交付金の支援事業をやっているわけですから、これらを参考にしながらいろいろなことを展開するということが必要だと思っております。

ですから、函館市では、コロナ禍における原油価格・物価高騰等緊急支援対策ということで、財調と臨時交付金を見込んで展開して、一般質問にも書きましたけれども、一般家庭の水道料を6か月間無料にするということをしたり、こういうことも含めながら、皆さんに喜ばれるということもぜひお考えをなされたいと思うのですが、全国的ないろいろな事例についてデータを集めてやるというお考えはありますか。

○副議長（石澤清司君） 久々湊地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（久々湊 忍君） まず、情報収集の件ですが、今、内閣府は、全国の自治体がコロナ対策含みで令和3年度までどういったことをやっているかということで、地方創生図鑑みたいなタイトルで内閣府のホームページから入ることが可能です。例えば、エネルギーとか、文言を入れることによって、それにヒットする全国的な対策、施策が、詳しくは載っていないのですが、施策名と事業費等が分かるようなものを内閣府が作成しました。

それらも活用しつつ、また、近隣においては、同じ企画なりコロナ対策担当者と連絡等を密に取りながら、それぞれのまちで有効と思われるものの情報交換をしたいと考えております。

今の質問の前段に山田議員から出ました町民一律現金というところで、実は、7月議会のときもいろいろ議論等をした記憶がございます。その後、コロナ交付金の要領をよく見たところ、町民一律に現金を給付することは駄目ですということが記載されておりました。

明確には記載されていないのですが、現金を給付する場合は、給付する対象を限定した上で、なおかつ、真に必要なという理由があれば現金給付はやむを得ないという書き方になっておまして、これらについての内閣府への質問等に対するQ&Aが後々流れてきて、その辺が分かった状況でございます。はなから理解していれば、無駄な議論をしなくて済んだのかなということで反省しております。

以上です。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） 国はさることながら、こっちもこっちで頭をひねりながら、やはり住民は現金給付が必要だという人もいるわけですから、それを国はやってはいけないということで制限を加えているだけしかないのです。結構特例があるのですから、それらも含めてうまく活用しながら、皆さんのニーズに合った交付をするということではないでしょうか。

国の言うことをあまり聞き過ぎると、あまりいい結果にはならないというのが常なのです。そのぐらいにしておきます。

次に、3番目、教育長に対してですが、安倍元首相の国葬への対応について伺います。

安倍晋三元首相は、参議院選の遊説中に銃撃を受けて亡くなったわけでありまして、そして、岸田首相は、参議院選の遊説中に銃撃を受けて亡くなった安倍晋三元首相の国葬を行うと発表しました。安倍元首相が無法な銃撃で殺害されたことに対して、深い哀悼の気持ちを述べ、暴挙への厳しい糾弾を私も表明するものであります。同時に、安倍元首相に対する政治的評価、そして、政治的批判は、この銃撃とは全く別の問題であります。国民の中でも、無法な暴力で

命を落とした安倍氏に対する追悼の気持ちを持っている人々も含めて、安倍元首相の政治的立場や政治姿勢に対する評価は大きく分かれております。このような下で国葬を行うことは、安倍元首相に対する弔意を個々の国民に対して、事実上、強制することにつながるものが強く懸念されているものであります。

弔意というものは、誰に対するものであっても、弔意を示すかどうかも含めて全て憲法で定める内心の自由に関わる問題であります。国家が弔意を求めたり、弔意を事実上強制したりすることはあってはなりません。

このことから、町や町教育委員会が各個人、学校、児童生徒、教職員、団体等に弔旗を掲揚することや黙禱を行うことなど、弔意の強制につながらないよう対応すべきであると考えますが、見解を伺うものであります。

○副議長（石澤清司君） 村井町長。

○町長（村井洋一君） それでは、3番目でございます安倍元首相の国葬への対応についてお答えいたします。

安倍元首相の国葬については、令和4年9月27日に行うことを閣議決定されておりますが、国では、国民に対し弔意を強制するものではないことを表明しております。

当然のことながら、町としましては、弔意の強制につながるような対応をすることは一切ございません。また、豊浦町教育委員会としましても、町と同様の考え方であると確認しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） この問題に対しては、法律にないことを閣議決定で決められるのか、なぜ予算が出せるのかなど、多くの批判が沸き起こっていることは皆さんご承知のとおりです。

今回の国葬そのものが、数の力で何でもできるという民主主義の破壊にほかならない、まさに良心の自由に反する弔意の押しつけは憲法違反であります。特定の個人の国葬を理由も示さずに行うのは、法の下での平等に反します。

教育関係の労働組合や保護者たちは、今月4日に安倍元首相の国葬に反対し、思想信条の自由を守れ、子どもと学校に弔意を押しつけるなど訴える緊急行動を国会前で行いました。主催者挨拶での委員長は、国葬は安倍氏の政治を賛美することになる、内面の自由を侵害し、子どもを戦場に送った痛苦の経験を忘れてはならないと訴えました。さらに、民主教育研究所の桜美林大学の中村教授も、戦争法を強行した人を国葬にしてはいけないと、この集会でも強調したものであります。

改めて伺いますが、学校長や教員が、自主的にといえども半旗を掲げることや、児童生徒に対し黙禱の実施を行わないよう、教育委員会が弔意の強制につながらないよう対応することが肝要かと思いますが、教育長の見解を伺うものであります。

○副議長（石澤清司君） 吉田教育長。

○教育長（吉田朋行君） 先ほどの町長の答弁にもございましたように、町教委としましても、国葬の是非については別ですけれども、子どもたち、学校関係者等に弔意の強制につながらないように十分対応したいと思っております。

以上です。

○副議長（石澤清司君） 山田議員。

○1番（山田秀人君） これで、私の一般質問を終わります。

質問中、荒々しい言葉などなどがありましたがおわびを申し上げて私の質問とします。

ありがとうございました。

- 副議長（石澤清司君） これで、山田秀人議員の一般質問を終わります。
以上で、一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時01分
再開 午後 2 時15分

- 副議長（石澤清司君） 休憩を閉じて、再開いたします。

◎議案第52号 教育委員会教育長の任命について

- 副議長（石澤清司君） 日程第 2、議案第52号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

村井町長。

- 町長（村井洋一君） 議案第52号 教育委員会教育長の任命についてご説明いたします。

提案の理由でございますが、豊浦町教育委員会教育長吉田朋行氏が令和 4 年 9 月 30 日付をもって任期満了となるため、教育長として吉田朋行氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

吉田朋行氏は、現在 59 歳、昭和 56 年 4 月に豊浦町に奉職して以来、平成 25 年 4 月に総務課長をはじめ総合保健福祉施設事務長、国民健康保険病院事務長を歴任し、平成 31 年 4 月から建設課長として勤務した後、退職し、令和 2 年定例会 3 月会議において議会のご同意をいただき、令和 2 年 4 月に教育委員会教育長として任命してございます。

彼は、教育長に任命されて以来、地域に開かれた学校運営の推進及び生涯学習等の振興に努め、円滑な学校運営や社会環境の向上など、教育行政の一層の充実改善を図ってきたところであり、人格、人柄などについても、いずれも適任と確信するものでございます。

以上のことから、教育長として適任者と考え、任命いたしたく、議員各位のご理解によりご同意を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

- 副議長（石澤清司君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑があればお許しします。
勝木議員。

○4 番（勝木嘉則君） 質疑ではないのですけれども、採決に関しては、簡易採決ではなくて投票採決でお願いしたいと思います。

- 副議長（石澤清司君） 勝木議員、これは質疑ですので、よろしいですか。（「すみません」と言う人あり）

これで、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と言う人あり）

- 副議長（石澤清司君） ただいま、異議ありとのことでございますので、これより採決を行いたいと思います。

採決は起立により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議あり」と言う人あり)

○副議長(石澤清司君) ただいま異議ありということでございますので、この採決については投票で行いたいというふうに思っております。

投票は無記名投票により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○副議長(石澤清司君) 異議なしということでございますので、これから無記名投票を行いたいと思います。

準備するまで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 20 分

再開 午後 2 時 28 分

○副議長(石澤清司君) これから、投票を行いたいというふうに思います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長(石澤清司君) ただいまの出席議員は、議長を除き 5 人であります。

お諮りいたします。

投票の点検のため、会議規則第 80 条において準用する第 30 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番、山田秀人議員並びに 3 番、小川晃司議員を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○副議長(石澤清司君) 異議なしと認めます。

よって、立会人に山田秀人議員並びに小川晃司議員を指名いたします。

これより、投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○副議長(石澤清司君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(石澤清司君) なしということでございます。

これより、投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○副議長(石澤清司君) それでは、異状なしと認めます。

念のために申し上げておきたいと思っております。

投票は、無記名であります。

投票用紙に、同意を可とする方は賛成に丸印を、否とする者は反対に丸印を記載の上、点呼に応じて、議長席前に向かって右から順次登壇し、投票をしていただきたいと思います。

なお、白票及び賛否が不明な票は、会議規則 79 条の規定により、否とみなすもので、ご承知を願いたいと思っております。

それでは、点呼を命じます。

○議会事務局長(荻野貴史君) 準備のために貴重なお時間を割いていただきまして、申し訳ございませんでした。

それでは、改めまして、議長の命によりお名前をお呼びさせていただきます。

1 番、山田秀人議員、3 番、小川晃司議員、4 番、勝木嘉則議員、5 番、大里葉子議員、6

番、渡辺訓雄議員。

○副議長（石澤清司君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） 投票漏れはなしと認め、これで投票を終わります。

これより、開票をいたします。

山田秀人議員、小川晃司議員、立会いをお願いいたします。

（開 票）

○副議長（石澤清司君） 投票の結果を荻野事務局長より発表させていただきます。

○議会事務局長（荻野貴史君） それでは、投票の結果をご報告いたします。

投票総数は5票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、同意に賛成とするものが2票、同意に反対とするものが3票、白票、賛否不明が0票、以上のとおりでございます。

○副議長（石澤清司君） 同意に賛成するものが2票、同意に反対するものが3票、白票が0、以上のとおり、反対多数でございます。

よって、本案は同意しないことに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

◎議案第53号 教育委員会委員の任命について

○副議長（石澤清司君） 日程第3、議案第53号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案の説明を求めます。

村井町長。

○町長（村井洋一君） 議案第53号 教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

提案の理由でございますが、教育委員会委員荒井常昭氏が令和4年9月30日をもって任期満了となるため、荒井常昭氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものでございます。

荒井常昭氏は、3期12年の間、教育委員会の委員として、地域に信頼される学校教育の推進、生きがいのある生涯学習の推進、教育環境の整備と教育行政の一層の充実改善に大変ご尽力いただいております。

以上のことから、教育委員会の委員として適任者と考え、再任いたしたく、議員各位のご理解によりご同意賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（石澤清司君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） なければ、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意することに決しました。

◎議案第54号 豊浦町功労者表彰の同意について（自治功労者）

○副議長（石澤清司君） 日程第4、議案第54号 豊浦町功労者表彰の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） 議案第54号 豊浦町功労者表彰の同意についてご説明いたします。

議案の説明に入る前に、今回の功労者表彰候補者につきましては、去る8月29日に豊浦町表彰審議会に諮問をいたしまして、満場一致で表彰すべきであると答申を受けた方について提案を申し上げるものでございます。

提案理由でございますが、豊浦町表彰条例に基づきまして、功労者表彰を行うに当たっては、議会の同意を得て決定する旨の規定となっておりますので、ここに提案を行うものです。

それでは、議案を説明させていただきます。

議案第54号 豊浦町功労者表彰の同意についてでございます。

候補者は、豊浦町字大岸の故木村辰二さんでございます。

4ページの候補者調書をお開きください。

木村さんは、昭和51年11月から令和4年6月までの12期、46年の長きにわたり、豊浦町議会議員として町政に参画し、その間、副議長として4年間、議長として5年間歴任され、議会の運営及び町政の進展に尽力されました。

また、平成8年11月から平成12年11月までの4年間にわたり、豊浦町監査委員として公正な町政の運営に貢献され、その功績が多大であることから、町表彰条例の規定に基づき、自治功労者として今回ご提案するものでございます。

以上で説明を終わります。

○副議長（石澤清司君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） なければ、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意することに決しました。

◎議案第55号 豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○副議長（石澤清司君） 日程第5、議案第55号 豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） 議案第55号 豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

豊浦町議会議員及び豊浦町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が令和4年4月6日に公布されたことに伴い、選挙運動の公費負担に関

し所要の改正が必要となることから、本条例案を提出するものです。

改正条文の朗読を省略し、条例改正等新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

豊浦町議会議員及び豊浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第1項第2号のアでは、選挙運動用自動車の借入れ契約である場合、1日につき限度額を300円引き上げ、1万6,100円といたします。

2ページをお開き願います。

同条第1項第2号のイでは、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合、1日につき限度額を140円引き上げ、7,700円といたします。

第8条では、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価を22銭引き上げ7円73銭といたします。

3ページをご参照願います。

第11条では、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価を16円25銭引き上げ、541円31銭といたします。

議案書の6ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上でございます。

○副議長（石澤清司君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） なしと認め、終結をいたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎議案第56号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○副議長（石澤清司君） 日程第6、議案第56号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） 議案第56号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由でございますが、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に準じ、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行い、取得しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正が必要となることから、本条例案を提出するものです。

改正条文の朗読を省略し、条例改正等新旧対照表でご説明しますので、新旧対照表の4ページをお開き願います。

職員の育児休業等に関する条例第2条第1項第3号のア及びイにおいて、非常勤職員の育児

休業取得要件について、「子が1歳6か月に達する日までに引き続き採用され又は更新の見込みがあること」から、「子の出生日後57日間+6か月を経過する日まで引き続き採用され又は更新の見込みがあること」に緩和します。

6ページをお開き願います。

第2条の3第1項第3号では、1歳以上1歳6か月未満の期間において、1歳到達日の翌日に限定されていた育児休業開始日を配偶者の育児休業期間の末日の翌日以前の日に拡大し、夫婦交代で育児休業が可能な規定を整備します。

9ページをお開き願います。

第2条の4第1項では、1歳6か月以上2歳未満の期間において、1歳6か月に到達日の翌日に限定されていた育児休業開始日を配偶者の育児休業期間の末日の翌日以前の日に拡大し、夫婦交代での育児休業が可能な規定を整備します。

10ページをお開き願います。

第3条第1項第5号では、育児休業が原則2回取得可能となったことから、育児休業等計画書が不要となるため、条文を削除いたします。

第8号を第7号に改め、任期付職員の任期更新があった場合の規定を整備、第3条の2第1項では、子の出生の日から出産により職員が勤務しないことが相当である期間を規定します。

12ページをお開き願います。

第10条第1項第6号では、育児休業計画書を廃止し、育児短時間勤務計画書に変更いたします。

議案書の11ページをお開き願います。

附則といたしまして、第1条、この条例は令和4年10月1日から施行するものです。

第2条では、経過措置について定めるものです。

以上で説明を終わります。

○副議長（石澤清司君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） なしと認め、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第57号 豊浦町職員の介護職員処遇改善支援手当に関する条例の一部改正について

○副議長（石澤清司君） 日程第7、議案第57号 豊浦町職員の介護職員処遇改善支援手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤原総合保健福祉施設事務長。

○総合保健福祉施設事務長（藤原弘樹君） 議案第57号 豊浦町職員の介護職員処遇改善支援手当に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

豊浦町職員の介護職員処遇改善支 hands 当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案の理由としましては、令和4年10月より介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されることから、地方公務員法第24条第5項の規定に基づきまして、職員の介護職員処遇改善支 hands 当の支給に関し必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正文の朗読は省略し、別添資料の条例改正等新旧対照表によりご説明いたしますので、資料の13ページをお開き願います。

第3条の支給額等におきましては、手当支給の根拠条文を今回の支 hands 当等ベースアップ等支援加算に変更するものでございます。

第3条2項におきましては、支給根拠の変更に伴い、支給期間を変更するものでございます。資料の14ページをお開きください。

第5条におきましては、補助金額を加算額に改め、新たに充当科目を新規で追加するものでございます。

第5条2項におきましては、文言の修正でございます。

現行条例の第6条を第7条とし、第6条に支給の特例の条文を新たに追加するものでございます。

議案書の13ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和4年10月1日より適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○副議長（石澤清司君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） なしと認め、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第58号 工事請負契約の締結について

○副議長（石澤清司君） 日程第8、議案第58号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武石建設課長。

○建設課長（武石 修君） 議案第58号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

豊浦町簡易水道施設電気計装設備更新工事について、次のように工事請負契約を締結するものでございます。

提案の理由としましては、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでござ

います。

入札の詳細につきましては、9月会議説明資料にて説明いたしますので、説明資料の3ページをご覧ください。

入札の執行日は令和4年9月5日月曜日でございます。

業務概要及び入札の経過についてです。

事業概要、場所につきましては豊浦町字大和、業務内容は、大和ポンプ場、機械・電気計装設備更新一式でございます。

工期としましては、契約の日から令和5年2月28日までを予定しております。

入札の経過です。

1回目で落札してございます。

落札金額は、7,050万円、落札率は97.94%、消費税は705万円、落札業者は新栄・日野・清水特定建設工事共同企業体でございます。

2番札は7,126万円、入札率は99%です。

2番札業者は、三共・堀口特定建設工事共同企業体です。

指名業者につきましては、新栄・日野・清水特定建設工事共同企業体、三共・堀口特定建設工事共同企業体、北弘電・共和特定建設工事共同企業体の3企業体となっております。

以上で説明を終わります。

○副議長（石澤清司君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑があれば受けます。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） なしと認め、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第59号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算（第4号）について

◎議案第60号 令和4年度豊浦町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

◎議案第61号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）について

○副議長（石澤清司君） 日程第9、議案第59号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたしますが、日程第10、議案第60号 令和4年度豊浦町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第11、議案第61号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、繰出金において関連性があることから、併せて説明を求めるといたします。

提案理由の説明を求めます。

須田副町長。

○副町長（須田 歩君） 議案第59号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書の15ページをご覧ください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ2,460万4,000円を追加し、総額を54億4,391万6,000円といたします。

補正内容につきましては別添の補正予算概要書のとおりですが、その主な事業につきましてご説明いたします。

初めに、歳出についてでございますが、徴税费では、法人町民税において事業年度終了後の確定申告により可能となった納税者に対して還付が生じたものですから、その所要額を追加いたします。

社会福祉費では、身体障がい者や障がい児の自立支援医療費の給付件数の増加に伴いまして、その所要額を追加いたします。

保健衛生費では、オミクロン株B A. 1に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種をすることにより重症化の予防効果が期待できることから、追加接種の実施ができるよう体制の確保を図るため必要な経費を増額いたします。

農業費では、農業用施設及び機械の導入を行う新規就農者を支援することにより、新規就農者の育成確保を図るため必要な経費を追加いたします。

また、総合保健福祉施設事業の特別会計に対して繰入金を増額補正いたします。

続きまして、歳入につきましては、歳出に係る財源調整としまして、財政調整基金からの繰入金を増額するとともに、国からの負担金や補助金の増額及び道補助金等を追加いたします。

次に、一般会計の繰入金などを伴う特別会計補正予算の概要をご説明いたします。

議案書の25ページをご覧ください。

議案第60号 令和4年度豊浦町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ168万4,000円を追加し、総額を6億1,128万5,000円といたします。

補正の主な目的は、歳出で過年度の地域支援事業交付金の精算に伴い返還が生じたことから、その所要額を増額いたします。

歳入では、財源調整として支払準備基金を措置いたします。

次に、議案第61号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の33ページとなります。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ911万円を追加し、総額を3億318万円といたします。

補正の主な目的は、歳出で、当該施設における平時のCO₂削減の可能性や、災害時における事業の持続性が最大限に寄与する設備導入の可能性に向けた調査を実施するため、その事業の所要額を追加いたします。

歳入では、財源調整といたしまして、一般会計繰入金の増額措置や国からの補助金などを追加いたします。

以上、議案第59号から第61号についての提案理由の説明でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○副議長（石澤清司君） 説明が終わりましたので、初めに、議案第59号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算（第4号）について、質疑があれば許します。

渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） 大した質疑ではないのですが、衛生費の22ページの総合保健福祉施設事業繰出金の場所で質疑するのもいいのだけれども、繰出金ということで、ここで概要をお尋ねしておきましょう。

○副議長（石澤清司君） 藤原総合保健福祉施設事務長。

○総合保健福祉施設事務長（藤原弘樹君） こちらは繰出金になりますので、詳細な支出の内容については特別会計になるのですが、今ここでお答えするほうがいいのか、総合保健福祉施設事業でご説明させていただくほうがいいのか、どちらがいいのだろうということになりますけれども……。

○副議長（石澤清司君） 質問されているので、答弁をお願いします。

藤原総合保健福祉施設事務長。

○総合保健福祉施設事務長（藤原弘樹君） こちらにつきましては、補正予算概要書の9ページに事業の内容が載っております。

こちらにつきましては、豊浦町自立分散型エネルギー設備等導入調査事業に関わる繰出金でございます。総合保健福祉施設及び国民健康保険病院のCO₂削減の可能性の模索及び災害時における事業の持続可能性の最大化に寄与する設備導入の可能性の模索に向けた調査を実施するため、今回、事業費を追加補正させていただくものでございます。

導入検討設備の概要としましては、四つございます。

太陽光蓄電池設備、空調設備、LEDを含めた照明設備、EMSという装置の四つにつきまして、大きく四つの部分の設備導入の可能性の調査をするものでございまして、歳出としては840万8,000円の歳出総額となっておりまして、うち約2分の1の420万3,000円が国庫支出金、420万5,000円が今回の繰出金になってございます。

以上です。

○副議長（石澤清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） これも前回の協議会で概要の説明も受けていましたし、検討するのはいいのではないかという話はしてあるのですが、そのときに一つ宿題というか、現状の自家発電の現状ですね。例えば、停電になったときにどれだけの自家発電で、どれだけの許容範囲で機能するのか、宿題を投げかけたのでありますが、そのところだけお尋ね申し上げます。

○副議長（石澤清司君） 藤原総合保健福祉施設事務長。

○総合保健福祉施設事務長（藤原弘樹君） 議員がおっしゃられるとおり、自家発電設備は、病院ですけれども、両方の施設を賄えるといいますか、出力としまして136キロワットの出力がございまして。

ただ、季節とか時間帯によりましては、ピーク時で150キロワット以上を両施設で使います。136キロワットですので全てを賄うことは難しいのですが、病院にかかる治療や入院されている入所者に優先的に使う形で自家発電設備は設置されてございます。

以上です。

○副議長（石澤清司君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○副議長(石澤清司君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第60号 令和4年度豊浦町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑があれば受けます。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(石澤清司君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(石澤清司君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○副議長(石澤清司君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第61号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第2号)について質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(石澤清司君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○副議長(石澤清司君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○副議長(石澤清司君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決いたしました。

◎報告第6号 専決処分の報告について(令和4年度豊浦町一般会計補正予算(専決第1号)について)

○副議長(石澤清司君) 日程第12、報告第6号 専決処分の報告について(令和4年度豊浦町一般会計補正予算(専決第1号)について)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武石建設課長。

○建設課長(武石 修君) 報告第6号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

42ページの専決処分書をご覧ください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分するものでございます。

専決処分日は、令和4年9月2日です。

専決処分の内容につきましては、令和4年度豊浦町一般会計補正予算は次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億1,931万2,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものです。

続きまして、議案書の48ページ、事項別明細書の歳出より説明いたします。

10款災害復旧費、1項単独災害復旧費、1目単独災害復旧費の委託料につきまして、8月15日から16日にかけての大雨により、町道4路線の路肩が崩壊いたしましたので、速やかにこれを復旧するために調査設計に係る経費として所要額420万円を増額補正したものです。

補正の詳細につきましては、補正予算概要書の10ページをご覧ください。

先ほど申し上げました8月15日から16日の大雨により、山梨第3線、美和北線、新山梨酪農1号線、礼文華峠線、以上町道4路線の復旧を図るため、災害復旧調査設計費として増額補正したものです。

次の11ページに配置図を、さらに12ページ、13ページには被害状況の写真を掲載してございますので、ご参照いただければと思います。

次に、歳入の説明をいたしますので、議案書の46ページにお戻りください。

今回の補正予算の財源調整のため、基金繰入金として財政調整基金を420万円増額するものがございます。

以上で説明を終わります。

○副議長（石澤清司君） 説明が終わりましたが、この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分の報告であることから、特に確認したい事項があれば質疑を受けることといたします。

渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） 特にでもないのだけれども、この4路線と言ったほうがいいのか、4路線で420万円ということだと思っただけだけれども、一つ一つ調査したら幾らなのか、お尋ね申し上げたいと思います。

○副議長（石澤清司君） 武石建設課長。

○建設課長（武石 修君） 今回、路線ごとにそれぞれ出していないのですけれども、まとめてといいますか、今回の災害で一括して調査設計したいと考えておりますので、今のところ、個別には出ておりません。

以上です。

○副議長（石澤清司君） 渡辺議員。

○6番（渡辺訓雄君） 専決という趣旨に基づいて調査する、そして、調査はもう終わっているのですか。いつまでかかるのですか。

○副議長（石澤清司君） 武石建設課長。

○建設課長（武石 修君） 工期につきましては、10月の中旬、20日前後を見ておりますので、それ以後に工事費等が算出されるかと思っております。

以上です。

○副議長（石澤清司君） 他にありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） なければ、これで報告第6号 専決処分の報告について（令和4年

度豊浦町一般会計補正予算（専決第1号）については報告済みといたします。

◎報告第7号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率等について

○副議長（石澤清司君） 日程第13、報告第7号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率等についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長（本所 淳君） 議案書の50ページです。

報告第7号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率等についてでございます。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、健全化判断比率などを議会に報告することになっておりますので、監査委員の意見書を付して今回報告をさせていただくものでございます。

51ページをお開きください。

まず一つ目は、健全化判断比率でございます。

四つの指標があり、例年報告させていただいておりますが、これらの指標で財政状況を判断するというものでございます。

四つの指標につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率となっております。

本町につきましては、実質公債費比率が13.2%でございまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率については、赤字とはなっていないことから算定されておりません。

2番目の資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとの資金不足の額の事業の規模に対する比率で、令和3年度についても算定されておりません。

また、監査委員の意見書では、個別意見、是正改善に要する事項とも特に問題ないという意見をいただいております。

以上でございます。

○副議長（石澤清司君） 説明が終わりました。

報告案件であることから、特に確認したい事項があれば受けたいと思います。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） なしということで、これで報告第7号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率等については報告済みといたします。

◎議案第50号 令和3年度豊浦町各会計決算の認定について

◎議案第51号 令和3年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定について

○副議長（石澤清司君） 日程第14、議案第50号 令和3年度豊浦町各会計決算の認定について及び議案第51号 令和3年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

議案第50号及び議案第51号につきましては、定例会8月会議において決算審査特別委員会に付託した案件でありますので、その審査の結果について委員長の報告を求めます。

大里決算審査特別委員長。

○5番（大里葉子君） 決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

議案第50号 令和3年度豊浦町各会計決算の認定について並びに議案第51号 令和3年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定についての審査結果並びに審査概要をご報告いたし

ます。

定例会 8 月会議において当委員会に付託され、休会中の審査となっておりました議案第50号 令和 3 年度豊浦町各会計決算の認定について及び議案第51号 令和 3 年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、令和 4 年 8 月 25 日及び 26 日の 2 日間にわたり委員会を開催し、町長をはじめ、副町長、関係職員並びに代表監査委員からそれぞれ説明を聴取した上で、一般会計特別会計決算総括説明並びに一般会計特別会計決算審査意見、国民健康保険病院事業会計決算概要説明並びに審査意見について審査を行った結果、各会計並びに病院事業会計の決算については、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

令和 3 年度も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は 2 年目を迎え、働き方、学び方、暮らし方など、私たちの生活に甚大な影響を及ぼす結果となっており、いまだ収束の兆しが見えない状況にあります。

前年からの新型コロナウイルスという大災害で、本町経済も閉塞感が深まる中で、創造性のある行政展開が強く求められています。住む者の手で開こうとする地方自治の思想を今こそ実践していくことを切望します。

審査過程においては、予算執行に当たり、事務処理の在り方や事業効果等の検証及び確認に当たっては、監査委員、委員会からの厳しい指摘や改善策の提言もありました。それらの意見を謙虚に受け止め、職員の能力向上と法令遵守に努め、真摯な町政執行に取り組まれることを切望いたします。

特に審査中に指摘された注意点として、歳入について、一般会計不用額への言及です。一般会計を全体に見て不用額の多さが散見され、総額で 5 億 7,962 万 4,510 円となっています。昨年度の 2 億 5,636 万 8,507 円よりかなりの増額になりました。

様々な状況の変化があったとしても、当初予算の P D C A を検証しながらの再認識と先見性を見据えての有効的な予算執行の在り方が求められます。

当初予算時の目的、効果を確認し、補正するものは速やかに処理する認識を堅持すること、また、財政構造の弾力性、令和 3 年度の経常収支比率は 79.5% で、前年度 85.3% に比して 5.8% 減となっています。

財政健全化判断比率の四つの比率のうち、実質公債費比率は 13.2% で前年度と同率になりなり、残り三つ、実質赤字、連結実質赤字、将来負担の比率についてはマイナスを維持しているが、財政面で各会計を連結的に見れば、基金からの繰入金が増えていること、大型事業に関わる未償還の増が令和 8 年度まで続き、基金の減少と財政の硬直化が危惧されることから、これらのことを念頭に置きながら計画的に財政運用に取り組むことを望みます。

歳入について。

町税、固定資産税を含む滞納額、滞納者の資力を調査するとともに、徴収不能の債権は執行停止を実行し、不納欠損処分を計画的に行うこと、住宅料滞納処分は、私債権としての適正な管理をするため、裁判所との連携を図ること、収納対策本部の設置により、横断的、機能的に取り組んでいると思いますが、滞納対策としては、貴重な財源と負担の公平性の観点から、悪質な滞納者には処分を行い、積極的に徴収する姿勢を強化すること。

教育施設使用料。

減少傾向にあります。収入が少ないからといって安易に施設廃止を行わないよう慎重な対策を講ずること。

繰入金。

基金からの繰入れを毎年度行っていますが、近年の繰入れ金額が高額となっており、常態化

することは将来の財政運営に支障を来すため、慎重な取崩しを行うこと。

歳出について。

議会費。

議会事務局の正規職員が局長1人で、あと2名は会計年度任用職員という体制の中で、議会の活動をいかに政策的な提言をするか、全般的な議会事務局の活動を保障するためにきちっとした正規職員の人員配置が求められています。

文書広報費。

ホームページの改善において、ニュースソースの管理チェックが不十分であることから、古いものを削除していないため、適宜に更新すること。また、請負等の契約状況のホームページへの更新が昨年8月現在となっています。速やかな事務手続が求められます。

ふるさと納税委託料。

決算での状況は、委託料と賃借料の金額が不明確となっています。二つのポータルサイトに支出していますが、歳入は減少しています。他市町村では、収入獲得のために血眼に奮闘していますが、本町では、町の主体性が十分反映されておりません。全職員を巻き込んでの町としての取組が求められます。物だけにしないで、風景、人的・知的財産を入れるべきです。

コミュニティバス運行事業。

路線を増便しましたが、運行時間、乗車状況と住民のニーズを把握し、利用しやすい目的に合った運行と事業効果について明確な検証が必要になっています。

豊浦町総合戦略。

総合戦略の策定後、国の交付金等を活用しながら事業を進めてきて、具体的な事業とその事業に認定されている重要業績評価指標、KPIの達成状況について、各事業の目的は達成したものの目的達成をしたことによる効果検証の報告が求められます。

水産振興費。

漁業系廃棄物処理施設管理運営事業での残渣水を町外へ運んだ運搬経費等の質疑がされました。また、今後も、付着物処理容量において、許容範囲を超える水産残渣物や残渣水が発生したことに対する方策や処理施設の在り方等、次年度の早急な措置が求められます。

福祉灯油。

潜在者を洗い出すこと、高齢者と重度心身障がい者から316件の申請があり、民生委員に取りこぼしのないように協力依頼していると報告されましたが、申請したものの福祉灯油が当たらない状況があり、周知徹底と申込み期限を緩和することが求められます。

除雪サービス事業。

需要はあるが、人手不足で行き届いていないため、改善が求められます。

共同墓。

令和3年度は、関係市町の状況調査を実施し、令和4年12月に条例を制定、令和5年度施行予定と報告を受けました。早期実現に向け、報告どおりの履行が求められます。

物品を含む入札通知。

通知が遅く対応できない業者がいるので、期間を十分設けること。

町道の草刈り。

町道の草刈りが雑になっており、住民の要望にできていません。施工ができる業者を選定すること、また、通学路もある箇所が実施されていないことから、道路管理者が見回ること、地域との助け合いを求めながら進めるべきです。

バイオガспラント管理費。

バイオガスプラント維持運営管理等業務について、単年度契約の委託料について、事業効果について質疑されました。

バイオガスプラント事業運営は20年間という長期にわたる事業ですが、単年度ごとの液肥の消費動向と収支のバランスが事業の成否を判別する重要な証拠になっていくことを忘れることなく、脆弱な財政規模の自治体にとって、この大事業の失敗は財政破綻に通じます。

再度検証して、緊張感を持って取り組むべきであることを指摘しておきます。

国民健康保険病院事業会計。

新型コロナウイルスに関わるワクチン接種事業や感染対策補助金により、医業収益及び医業外収益ともに増収になり、令和3年度決算では当年度純利益を計上し、黒字となりましたが、医業収支では昨年を引き続き赤字となっています。

病院利用者の減少により、コロナワクチン接種事業を除けば大幅な減収が続いていて、一般会計からの繰入れを実施しています。

国保病院は、町民の命綱であり、町政を担う重要な施設です。病院を取り巻く環境は厳しい状況に立たされていますが、自治体の病院を維持するためには、一般会計からの繰入れは全国的にもやむを得ない状況となっています。

病院が医療圏域の中でどのような位置づけになるのか、今後、医療計画の動向を見定め、町民に寄り添い、ニーズに応えるべきで、病院経営を支える根幹をなすものは医師であり、看護師であり、必要なスタッフであり、人の問題に帰着することを再認識していただいて、その上で、患者の皆様との信頼関係を築く、町民に信頼され、地域とともに歩む病院を目指していただきたいです。

以上、委員長報告といたします。

令和4年9月16日、決算審査特別委員会委員長大里葉子。

○副議長（石澤清司君） ここで、暫時休憩いたします。

休憩	午後3時28分
再開	午後3時40分

○副議長（石澤清司君） 休憩を閉じて、再開いたします。

◎少数意見の報告

○副議長（石澤清司君） 次に、本件について、山田秀人議員から、会議規則第71条第2項の規定によって少数意見報告が提出されております。

少数意見の報告を求めます。

山田秀人議員、登壇願います。

○1番（山田秀人君） 少数意見を報告いたします。

令和4年8月25日から8月26日に開催のあった令和3年度決算審査特別委員会において留保した少数意見を、次のとおり報告いたします。

記。

議案第50号 令和3年度豊浦町各会計決算の認定について並びに議案第51号 令和3年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり可決となりましたが、会議規則第71条第2項の規定に基づき、次のとおり少数意見として留保するものであります。

(1) 令和3年度豊浦町一般会計決算について。

令和3年度は、漁業系一般廃棄物（雑物）の残渣水の不法投棄で道警の強制捜査を受けたことや、リサイクルセンターにおいて雑物の処理が停滞し、ホタテ貝の出荷停止状態となった。この間、1名の漁業協同組合職員の命が失われていることが事態の重大さを引き起こしている。さらに、この処理が令和4年度当初にまで及び、異常事態となり、残渣水処理や雑物移動経費が膨大な金額となり、急遽支出する事態となった。

原因は、リサイクルセンターにおいて雑物の処理の許容量が超過し、処理不能に陥ったものであり、予測されることでありながら、これを長年見逃していたことがこの事態を招いた結果となった。現在も、その処理と改善検討作業が続いている。

バイオガスプラント維持運営管理等業務については、収支のバランスが破綻を来している状態となっている。町当局も認めており、改善策を早急に練り上げなければならない。財政運営の硬直化の原因となり、委員長報告にも指摘されているが、事業の失敗は財政破綻を来すことになり、執行者の責任は重大である。一刻も早い改善策を重ねて求めるものであります。

国民健康保険税改定に伴い、国民健康保険税の増額による一般会計からの繰り出しは行っているものの、軽減措置において、子育て支援や町独自の低所得者への対策が不十分なため、住民（加入者）の負担増を生じています。

(2) 令和3年度豊浦町国民健康保険事業特別会計決算について。

北海道の方針に従った負担の平準化方針は、激変緩和と称し少しずつ増税しており、加入者の理解はもとより、関係者の願いからかけ離れたものである。

本町における国保会計の赤字解消計画は、政府の国保会計への抜本的課題を残したまま国保税の負担を加入者（住民）に押しつけている。

国保税が他の医療補償制度に比べて著しく不公平で、中小零細企業の労働者が加入する協会けんぽ（社会保険）の2倍弱の負担になっている。さらに、世帯の加入者が多ければ多いほど増額になる均等割課税が、前近代的と言われる人頭税が温存されている。

以上、大きく分けて2点に触れ、少数意見の留保を提出するものであります。

以上です。

○副議長（石澤清司君） 少数意見の報告が終わりました。

これで、令和3年度決算特別委員会と、これに伴う少数意見の報告が終わりました。

質疑につきましては、議長を除く全員をもって構成する特別委員会における付託案件の審査結果であることから、議会の運営に関する基準第7章第1節第2号、第3号及び第2節第6号の規定により、質疑を省略し、直ちに討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論あり」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） ただいま、討論ありという声がありました。

これより、討論に入ります。

まず最初に、原案に反対する討論の発言を許します。

山田議員。

○1番（山田秀人君） 私は、議案第50号 令和3年度豊浦町各会計決算の認定について並びに議案第51号 令和3年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、認定反対の立場から討論を行うものであります。

委員長報告にもありますが、議会費における事務局費の決算は、人員配置における人件費は、正規職員が1名、会計年度任用職員2名分の支出であったものであります。また、執行機関で

ある町部局に帰属する行政委員会でもある監査委員会事務局も議会事務局が担当しているわけであります。

監査体制の充実は、確固とした人員を要するため、監査事務局体制を構築し、独立した職員の配置が必要であると考えます。しかしながら、現在は議会事務局が兼任し、国保病院、各会計の例月検査及び決算監査業務や、常時ではありませんが、住民監査請求など、広範な事務処理が行われているものであります。

このことは、議会事務局長の事務負担が激増し、議会本来の事務処理に影響を及ぼしております。また、残業が頻繁に続き、年次有給休暇も満足に消化できないことは、職員の健康管理が危ぶまれる状況を呈しているものであります。

地方自治制度は日本国憲法第8章に規定され、第93条には議事機関としての議会の設置が義務づけられ、二代表制を採用する一機関として、執行機関から独立した制度をなしております。また、住民の願い、思いを実現するため、議員各位の自覚した自らの議員活動をすることは当然であります。議会活動を保障並びに活発にするには、事務局の体制が整備されることが重要かつ必要になっているものであります。しかしながら、令和3年度の議会費の決算は前述のとおりとなっており、憲法で保障された状況からほど遠い体制となっています。

このような状況を早急に改善するため、豊浦町議会基本条例の趣旨により、議会採用の独任制の正規職員を適正配置し、待ったなしの議会体制が求められているものであります。

コロナ禍による住民への支援の交付金は、おおむね豊浦町内の店舗での使い方になっております。農協のストアが閉店して以来、食料品や生活必需品などを提供する店舗は、本町にはコンビニ等の店舗のみとなっており、町民が満足、安心して買物ができるストア等、生活用品が多品目にわたる施設がないため、制限されたものとなっています。

支援交付金がせめて近隣のまちのストアで利用できなかったことが工夫のない対策でもあります。町民ファースト、町民第一の施策の展開が求められていたわけであります。また、本町におけるスーパーマーケット等の誘致を含めた建設活動を支える予算決算が一切なかったことも、無策の一端を呈しているわけであります。

コロナ禍におけるイベントや観光事業も縮小や中止を余儀なくされましたが、町民の萎えた気分を癒やす試みが欠けており、工夫のある事業実施が望まれていたところであります。

福祉では、一般会計、介護特会、やまびこ特別会計を含め、社会福祉協議会と委託契約事業が多方面にわたっています。これが町民サービスにおいて行き渡らないことが散見され、丸投げ事業と言われるような消化事業にならないよう留意し、クオリティーの低下を生じさせることは回避すべきであります。

次に、教育費であります。

教育費では、公民館事業において、図書室の活動が卓越した成果を放っています。しかしながら、総じて文化活動政策は、他市町村に比較して秀でたものは見当たりません。情操豊かなまちや創造性のあるまちづくりのためには、豊かな芸能や知識などを町民に提供することが求められています。

国保病院会計では、国保病院の改革プラン、これらは、安易な民間委託への転換計画、施設管理業務の削減など、公共病院としての自前での機能充実を追求することを重要とすることから、人件費を含む経費など、民間委託した際の費用対効果を比較するなど慎重に精査すべきであります。

また、病院会計や運営に精通した職員が人事異動や未採用のままなおざりにされており、おざりなのその場だけでの間に合わせの職員が配置となっており、各部局、薬局や医局、事務局

を含め、なぜ応募がないのかなど、原因を明らかにして、役場事務職員の給与体系を当てはめるのではなく、国保病院独自の給与体系を構築することが求められています。

患者への対応が、受付から受診、薬の配付など、時間をあまりにも要するなど、患者の存在を忘れたかのような状況は改善されておられません。スタッフの連携した対応が他の病院よりも劣っているものであります。

外来・入院患者の減少は、コロナ禍の影響はあるものの、総じて患者のニーズに合った質のよい診療と接遇が求められ、他の医院や医療施設に流出しない方策が必要であります。

これら、以上述べたことが令和3年度豊浦町各会計決算の認定について並びに議案第51号 令和3年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定に当たっての反対討論とするものであります。

以上であります。

○副議長（石澤清司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） なければ、終結いたします。

ここでお諮りいたします。

議案第50号 令和3年度豊浦町各会計決算の認定について及び議案第51号 令和3年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定についての採決に当たっては起立によって行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） 異議なしを認め、採決に当たっては起立で行いたいと思います。

まず初めに、議案第50号 令和3年度豊浦町会計決算の認定について、委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○副議長（石澤清司君） 賛成多数でございます。

よって、議案第50号 令和3年度豊浦町各会計決算の認定については、委員長の報告どおり決しました。

次に、議案第51号 令和3年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（石澤清司君） 起立多数。

よって、議案第51号 令和3年度豊浦町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、委員長の報告どおり決しました。

◎発議第7号 議員の派遣について

○副議長（石澤清司君） 日程第15、発議第7号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付のとおり、胆振管内町議会議員研修会が予定されており、そのように派遣することにいたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり派遣することに決しました。

◎意見書案第5号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を求める意見書

◎意見書案第6号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

○副議長（石澤清司君） 日程第16、意見書案第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書を議題といたしますが、日程第17の意見書案第6号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の2件につきましては、同一案件であることから、会議規則第34条の規定に基づき、一括議題として上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） 異議なしと認め、意見書案第5号から第6号までの2件につきましては、一括議題として上程することに決定をいたしました。

初めに、意見書案第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見について、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） なしと認め、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、意見書案第6号 国土強靱化に関する社会資本整備等に関する意見書について、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○副議長（石澤清司君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

◎散会宣告

○副議長（石澤清司君） 本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時58分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年9月16日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員